



第8次 足立区男女共同参画行動計画(案)

- ・ 第2次足立区女性活躍推進計画
- ・ 第3次足立区配偶者暴力対策基本計画
- ・ 足立区困難を抱える女性への支援法関連計画

令和5年 月

地域のちから推進部 多様性社会推進課



はじめに

足立区は、昭和58年に全国に先駆けて「婦人問題解決のための足立区行動計画」を策定し、約40年にわたり、男女共同参画社会の実現に取り組んでまいりました。

令和3年度には「育児・介護休業法」が一部改正され、性別に関わらず、仕事と育児の両立ができるよう、雇用環境の整備や労働者に対する個別の周知等を企業に義務付けることになりました。

背景として、未だ育児休業取得率に性別による差が存在し、第1子出産後に約5割の女性が退職しているという現状があるためです。

令和3年度に区が実施した「男女共同参画に関する意識調査」では「女性の好ましい働き方は？」との質問に対して、男女とも9割弱の方が「結婚し子どもを持つが、仕事を続ける」「結婚・出産後退職し、再び仕事をもつ」という肯定的な意見を持っていることが分かりました。

しかし、女性が働くことを好ましいとする男性の理由は、「夫婦で働く方が経済的に安定するから」が最も多く53.2%。一方、女性は「仕事を通じて社会や様々な人とのつながりを持てるから」が65.3%と最多を占め、「女性が働くこと」に関する男女の意識の違いが明らかになっています。

この10年間で、多様な性やSDGsの目標の1つである「ジェンダー平等」などに対する世界的な動きが活発になってきた中、日本は男女共同参画の分野で世界に遅れをとっていると言わざるを得ません。特に経済分野では、女性の7割が労働参加しているにもかかわらず管理職は2割に満たないことや、女性の平均所得が男性より約4割も低いこと等が「世界ジェンダー・ギャップ報告書2021」で指摘されています。

このような現状や新型コロナウイルス感染拡大等の社会状況を踏まえ「第8次男女共同参画行動計画」を策定し、女性活躍推進や、多様性の尊重、DV被害者支援の充実を図ります。

加えて本計画では「性別に関する固定的役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」をジェンダー平等実現の阻害要因の一つととらえ、人々の意識変容の必要性和、ジェンダー平等を推進していくための体制整備・強化策を盛り込みました。

本計画の策定にあたり、足立区男女共同参画推進委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をお寄せくださいました区民の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年 月

足立区長 近藤 やよい





目次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画の目的	2
2	取り組みのポイント	3
3	計画の位置づけ	6
4	足立区における男女共同参画の推進体制	7
5	計画の期間	8
6	計画の評価・進行管理	8

第2章 計画の体系と指標

1	計画の体系図	10
2	第8次男女共同参画行動計画の指標一覧	13

第3章 計画の内容

柱立てⅠ	あらゆる人の人権と性の多様性の尊重	18
柱立てⅡ	様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進	22
柱立てⅢ	安全・安心な暮らしの実現(DV・虐待の予防と被害者支援)	32
柱立てⅣ	男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援	39
柱立てⅤ	男女共同参画に関する推進体制の整備・強化	43

第4章 資料編

1	足立区男女共同参画社会推進条例	48
2	足立区男女共同参画計画推進の経緯	54
3	参考～足立区の取組みと東京都・国・世界の動き～	56
	(1)足立区の取組み	56
	(2)東京都の動き	57
	(3)国の動き	57
	(4)世界の動き	59
4	足立区男女共同参画推進委員会	60





第1章 計画の基本的な考え方



1 計画の目的

(1) 足立区が目指す「男女共同参画社会とは」

足立区は、性別等を理由にあらゆる差別を行ってはならないという人権尊重の考えの下、家庭生活や職場、教育、地域、社会活動、政策決定の場など、社会のあらゆる場において、すべての区民が性別にかかわらず、対等な立場であらゆる活動に参画し、個性とその能力を十分に発揮できるまちを目指していきます。

「第7次男女共同参画行動計画」で掲げた目指すべき姿を「第8次男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）」に継承します。

すべての区民が性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し責任を分かち合いながら、個性とその能力を十分に発揮できる社会

(2) 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現やジェンダーに関する様々な問題を人権課題として捉え、施策の強化・推進を図っていくための指針となるものです。

足立区では、昭和58（1983）年に第1次計画として「婦人問題解決のための足立区行動計画」を策定し、平成15（2003）年には「足立区男女共同参画社会推進条例（以下「条例」という。）」を制定しました。第8次計画となる本計画からはSDGsの要素を反映するなど、社会情勢に応じた改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

(3) 計画の背景

昨今、新型コロナウイルスの感染拡大が、特に女性の就業や生活へ影響を与えています。非正規雇用やひとり親世帯の女性の状況がより深刻化かつ顕在化しているとともに、令和2（2020）年は、全国の配偶者暴力相談センターと内閣府の相談窓口を合計したDV相談件数が前年度比約1.6倍になっていることも特徴です。

足立区でも、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて、女性相談の件数が約1.2倍に増加しています。一方で、令和3（2021）年に区が実施した「足立区男女共同参画に関する区民意識調査（以下「意識調査」という。）」では、区や警察の相談窓口を知っていても相談につながっていないという現状が課題として見えてきました。

また、意識調査の結果から「男女の地位の平等感」については、未だに全ての世代で男女の意識差が見られます。その要因の一つでもある「固定的な性別役割分担意識」等の「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」をなくしていくためには、性別に関わらず社会全体の意識改革が必要です。

2 取り組みのポイント

(1) 基本的な考え方

足立区男女共同参画社会推進条例第3条に規定する【基本理念】

男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- 1 男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。
- 2 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。
- 3 男女が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同参画すること。
- 4 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。
- 5 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- 6 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

上記の基本理念をふまえ、以下の考えで取り組みを進めます。

- 1 性別にかかわらず自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力あるあだち
- 2 すべての人の人権が尊重され、誰もが尊厳を持って生きることのできるあだち
- 3 性別にかかわらず充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができるあだち
- 4 あらゆる分野にジェンダー平等・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な社会の実現に向けて取り組むあだち

第1章 計画の基本的な考え方

(2) SDGsの達成と本計画との関係

ア SDGsの概要

持続可能な開発目標（SDGs）は、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ*1」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17の目標と169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。普遍性、包摂性、参画型、統合性、透明性の5つを特徴としています。

イ 「SDGs未来都市」「自治体SDGsモデル事業」に選定

内閣府は、地方自治体のSDGs達成に向け、優れた取組みを提案した都市を「SDGs未来都市」として、平成30年度から毎年30都市程度選定しています。そのうち10都市が、特に先導的な取組みを行う「自治体SDGsモデル事業」として選定されます。

足立区は、令和4年5月20日に「SDGs未来都市」と「自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されました。



ウ SDGsと本計画の関係

本計画の上位計画である「足立区基本計画」は、「SDGs」の理念をふまえ、施策の展開を行っています。本計画において目指す姿として掲げている「すべての区民が性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し責任を分かち合いながら、個性とその能力を十分に発揮できる社会の実現」に取り組むことは、SDGsの「GOAL5 ジェンダー平等を実現しよう」の目標達成につながるだけでなく、SDGsの他の目標にも寄与するものです。

そのため、本計画を推進することは、SDGsの達成につながっていくという意識を持ち、着実に歩みを進めていきます。



エ SDGsにおける男女平等



目標(ゴール):5

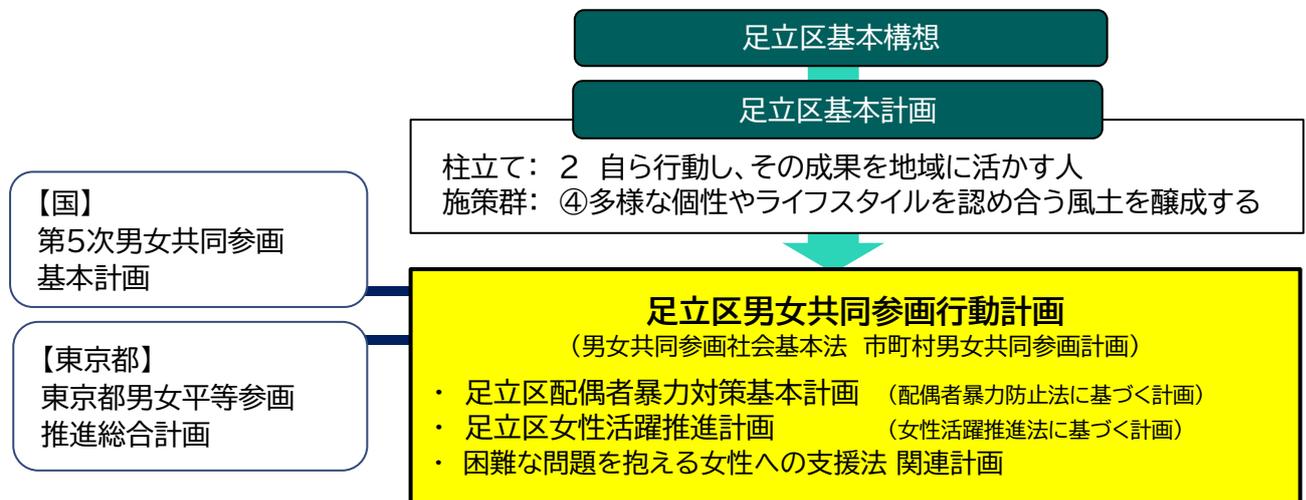
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う

9つのターゲットには、差別の撤廃や暴力の排除、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスの確保、実現技術の活用の強化などが示されています。

ターゲット	ターゲットの内容
5.1	あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
5.2	人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。
5.3	未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。
5.4	公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。
5.5	政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
5.6	国際人口・開発会議(ICPD)の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。
5.a	女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。
5.b	女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。
5.c	ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。

3 計画の位置づけ

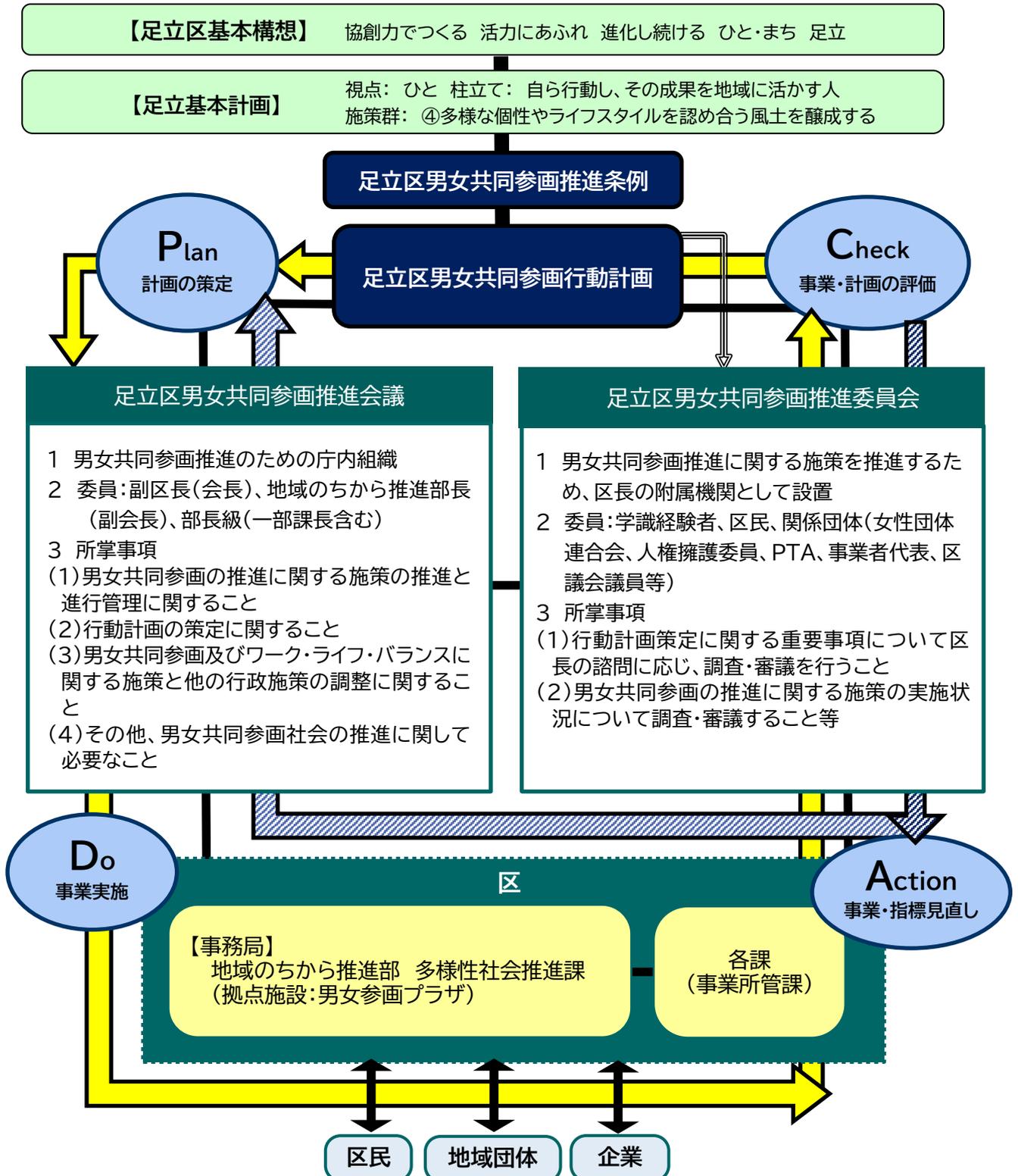
- (1) 本計画は、「足立区基本計画」を上位計画とします。
- (2) 本計画は、昭和58（1983）年度に策定し、改定してきた「足立区男女共同参画行動計画（以下「行動計画」という。）」を継承しています。
- (3) 本計画は「男女共同参画社会基本法（平成11年6月制定）」第14条第3項に規定する市町村男女共同参画計画であり、区が目指す姿を明示し、男女共同参画社会の実現を目指すための指針となるものです。
- (4) 本計画は平成15年（2003）年に施行された条例第10条に規定する男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (5) 本計画の「Ⅱ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進」の部分は「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年9月制定。以下「女性活躍推進法」という。）」第6条第2項に規定する市町村策定の「第2次女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下「女性活躍推進計画」という。）」としての位置づけです。
- (6) 本計画の「Ⅲ DV・虐待の予防と支援」の部分は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年4月制定。以下「配偶者暴力防止法」という。）」第2条の3第3項に規定する市町村策定の「第3次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「配偶者等暴力防止基本計画」という。）」としての位置づけです。
- (7) 本計画の「Ⅳ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援」の部分は「困難な問題を抱える女性への支援法（令和6年4月施行。以下「女性支援法」という。）」に関連するものです。
- (8) 本計画は、令和2（2020）年12月に閣議決定された、国の「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」や、令和4（2022）年に改定された「東京都男女平等参画推進総合計画」の内容を勘案して策定します。
- (9) 本計画は、足立区男女共同参画推進委員会からの提言を尊重するとともに、区民からの意見や要望を反映して改定を行っています。



4 足立区における男女共同参画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、横断的・総合的な施策を全庁的に進めていくことが不可欠です。

また、区民、地域団体、企業などとも連携し、区全体で男女共同参画社会実現の取り組みを進めていく必要があります。



5 計画の期間

本計画は、令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間を計画期間とし、毎年度進捗確認を行ったうえ、令和9（2027）年度に改定作業を行います。



6 計画の評価・進行管理

（1）長期的な指標による進行管理と評価

計画全体の成果指標と、5つの柱に関連する成果指標を設定します。

この指標は、短期間で成果が見えるものばかりではありませんが、3～5年毎の数値の推移を確認していくことで、客観的かつ中長期的な視点で、計画の進行管理と次期計画に向けた課題把握・評価を行います。

（2）短期的な指標による実態把握

成果指標が数年おきの長期的な指標となるため、毎年度の計画に関する進捗状況の確認や実態把握については、短期的な成果指標を使用します。

なお、各施策に関連する主な事業については、庁内で実施している重点プロジェクトや事務事業評価等の結果を活用して事業の活動結果の確認を行います。

（3）進行管理と評価結果の反映

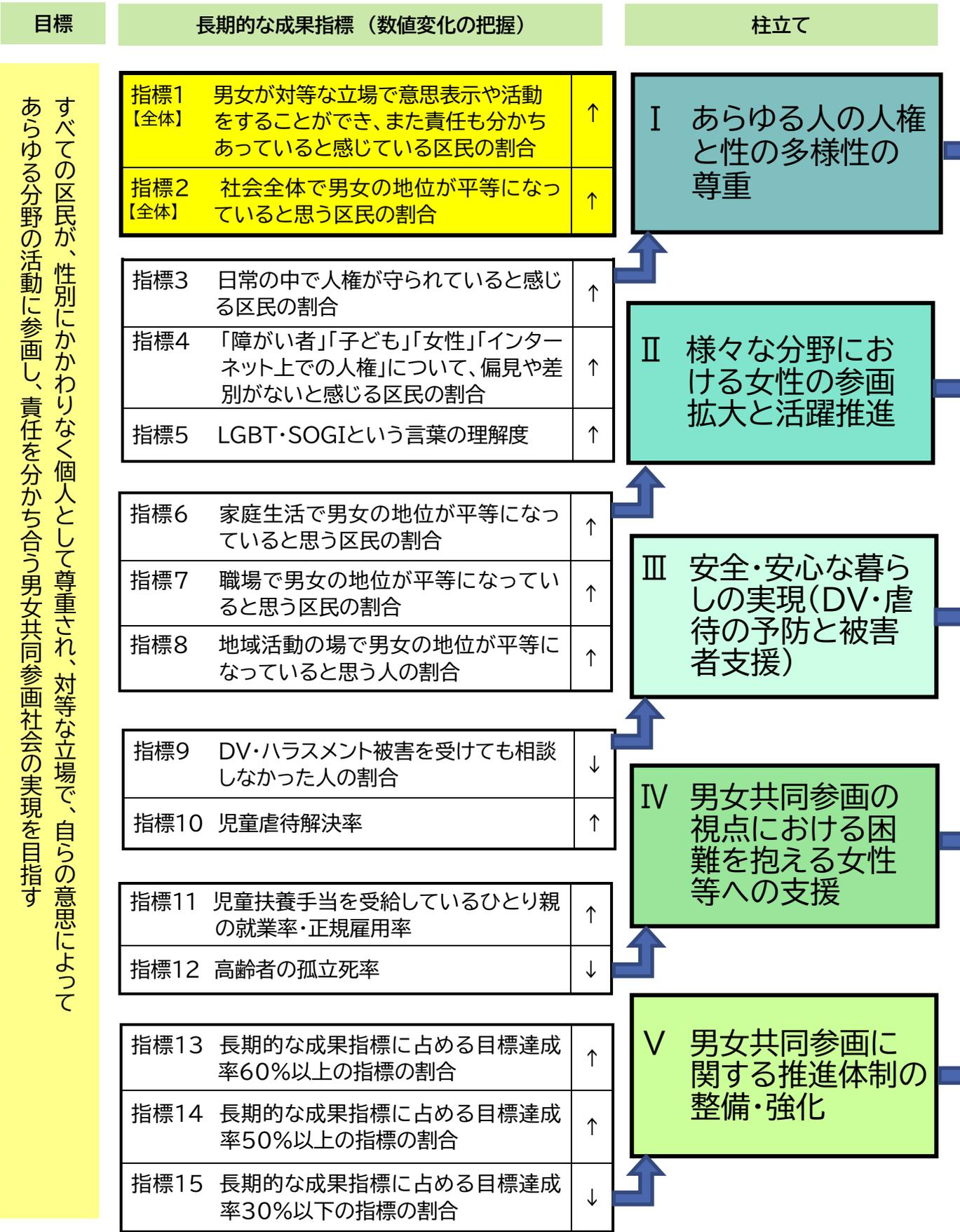
「男女共同参画推進委員会」において、施策に関する事業状況や、指標の推移等をふまえ、施策や計画への課題について、提言を行います。



第2章 計画の体系と指標



1 計画の体系図



施策	主な取り組み	各施策の主な成果指標(短期)
1 多様性を尊重する地域社会の実現	○区職員・教職員向け研修 ○安心して暮らすための体制づくり	○区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度 ○「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合
2 幼少期からの他者理解の啓発の充実	○児童・生徒への人権啓発 ○小・中学校教員向け人権啓発普及事業	○「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合
3 地域・民間団体、企業等への啓発の推進	○LGBT出前講座、啓発活動 ○人権に関する啓発活動	○LGBTという言葉の認知度
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○審議会等における女性委員の登用促進 ○区役所内における女性の活躍推進	○委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合 ○区管理職に占める女性の割合 ○区係長・課長補佐に占める女性の割合
5 雇用面における男女共同参画の推進	○誰もが働きやすい環境づくり(職場) ハラスメント防止の啓発 ○誰もが働きやすい環境づくり(施設) 保育所・学童保育室等の運営・整備 ○育児・介護サービスの充実 ○雇用機会につなげる支援	○従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数 ○女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小企業(従業員規模101人以上)の割合 ○区男性職員の育児休業取得率
6 地域における男女共同参画の推進	○家庭における男女共同参画の推進 ○地域の各団体における男女共同参画の推進	○町会長に占める女性の割合 ○PTA(小・中)連合会に占める女性の割合
7 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶	○相談体制の周知、連携体制の強化 ○暴力防止のための周知・啓発	○身体的暴力以外のDV(精神的・経済的・社会的・性的)の認知度
8 男女共同参画の視点に立った防災、減災等の取組	○多様な視点を入れた地域防災計画の策定 ○防災女性リーダーの育成・登用への支援	○避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が生かされていると感じる避難所運営組織の割合 ○女性の防災士がいない避難所運営組織の割合(減減目標) ○区の助成で資格を取得した女性の防災士数
9 生涯を通じた健康支援	○セクシュアル・リプロダクティブヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康を守る権利)の啓発 ○生涯を通じた健康増進	○「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合
10 就業・生活の安定・自立を目指した取組	○ひとり親家庭向け就労支援事業 ○生活保護世帯の経済支援相談	○生活困窮者における就労等決定者数(女性の就労決定・進路決定者の数) ○就労支援事業を活用して就労した人数(ひとり親向け)
11 困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり	○ひとり親家庭総合支援事業 ○あだちっ子歯科健診 ○区独自事業(給付金等の支援)	○学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合 ○くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数(延べ)
12 男女共同参画の視点における複合的な困難を抱える方への支援	○居場所を兼ねた学習支援 ○LGBT 相談事業 ○こころといのちの相談支援事業	○就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合 ○家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合
13 推進体制の整備・強化	○男女共同参画推進委員会の運営 ○男女共同参画推進会議の運営	○短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上、50%以上の指標の割合 ○短期的な成果指標に占める目標達成度が30%以下の指標の割合(減減目標)
14 職員や区民の意識改革・理解促進	○男女共同参画に関する意識啓発 ○地域団体との連携	○男女共同参画に関するイベントや講座の関心度
15 各種調査の活用、施策等への反映	○国・都の調査データの活用と周知 ○計画の進行管理	○各講座、イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード(アンコンシャスバイアス等)を知っている人の割合

足立区男女共同参画行動計画

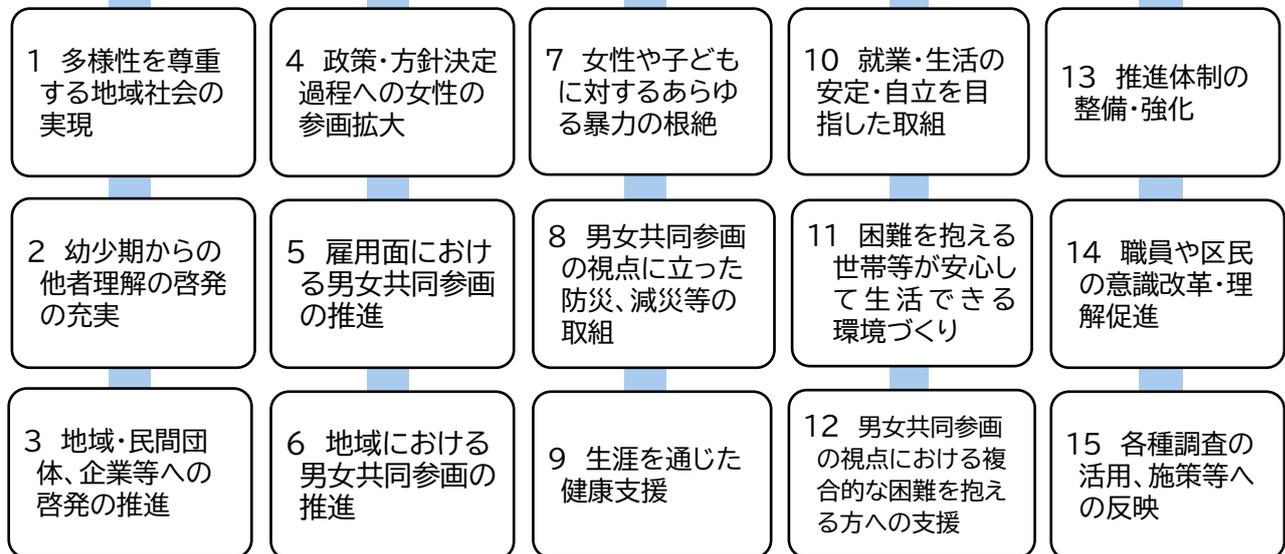
目標

すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場で、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会を目指す

5つの柱



施策



2 第8次男女共同参画行動計画の指標一覧

本計画の全体的な進捗状況を測るための「長期的な成果指標」と、毎年各施策の取組状況を測るための「短期的な成果指標」を定めています。

これを目安の一つとして、毎年の「男女共同参画推進委員会」にて計画の進捗状況、各施策に関連する取組状況を確認していくほか、次期計画の見直しに活用していきます。

長期的な成果指標については、現状把握用の数値として使用します。短期的な成果指標も同様ですが、一部の目標については計画期間の最終年度である令和9（2027）年度を設定しています。

（1）計画全体の成果指標

3～5年周期で数値変化の把握を行う指標のうち、計画全体に関するもの

No.	指標名	現状
1	男女が対等な立場で意思表示や活動をすることができ、また責任も分かちあっている」と感じている区民の割合	33.9% (R3)
2	社会全体で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	17.3% (R3)

（2）長期的な成果指標

3～5年周期で数値変化の把握を行う指標のうち、施策に関連するもの

No.	指標名	現状(調査年度)
3	日常の中で人権が守られていると感じる区民の割合	55.9% (H30)
4	「障がい者」「子ども」「女性」「インターネット上での人権」について、偏見や差別がないと感じる区民の割合	28.5% (R4)
5	LGBT・SOGIという言葉の理解度	LGBT 47.0% SOGI 9.2% (R3)
6	家庭生活上で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	32.9% (R3)
7	職場で男女の地位が平等になっていると思う区民の割合	26.4% (R3)
8	地域活動の場で男女の地位が平等になっていると思う人の割合	42.7% (R3)
9	DV・ハラスメント被害を受けても相談しなかった人の割合	48.8% (R3)
10	児童虐待解決率	65.0% (R3)
11	児童扶養手当を受給しているひとり親の就業率・正規雇用率	83.2%/39.2% (R4)
12	高齢者の孤立死率	0.18% (R3)
13	長期的な成果指標に占める目標達成率70%・50%以上の指標の割合	新規
14		
15	長期的な成果指標に占める目標達成率30%以下の指標の割合	新規

(3) 短期的な成果指標

毎年度の数値を確認し、関連する取組の実績等と合わせて確認を行います。

短期的な成果指標			指標名	現状	(参考) R9 目標値
柱	施策	No.			
I	1	1	区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度 ※現状値は出前講座のアンケート結果から引用した参考値 R5以降は委託講座の参加者アンケートを基に算出	72.0% (R3)	80.0%
		2	「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	36.8% (R3)	50.0%
	2	1	「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小学生：96.4% 中学生：95.9% (R4)	98.0%
	3	1	LGBTという言葉の認知度	70.7% (R3)	80.0%
II	4	1	委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合	42.6% (R4)	70.0%
		2	区管理職に占める女性の割合	12.2% (R4)	30.0%
		3	区係長・課長補佐に占める女性の割合	32.3% (R4)	40.0%
	5	1	従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数	131社 (R4)	200社
		2	女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小業（従業員規模101人以上）の割合	新規	50.0%
		3	区男性職員の育児休業取得率	34.8% (R4)	50.0%
	6	1	町会長に占める女性の割合	13.9% (R4)	-
		2	P T A（小・中）連合会に占める女性の割合	16.5% (R4)	-
III	7	1	身体的暴力以外のDV（精神的・経済的・社会的・性的）の認知度	83.8% (R3)	100%
	8	1	避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が活かされていると感じる避難所運営組織の割合	47.1% (R3)	60%
		2	女性の防災士がいない避難所運営組織の割合	69.0% (R4)	55.0%
		3	区の助成で資格を取得した女性の防災士数	47人 (R4)	62人
	9	1	「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合	66.0% (R3)	-

短期的な成果指標			指標名	現状	(参考) R9 目標値	
柱	施策	No.				
IV	10	1	生活困窮者における就労等決定者数（女性の就労決定・進路決定者の数）	45人 (R4)	60人	
		2	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用して就労した人数	9人 (R5. 1. 31)	15人	
	11	1	学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合	74.1% (R3)	79.0%	
		2	くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数（延べ）	102件 (R3)	130件	
	12	1	就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合	37.0% (R3)	50.0%	
		2	家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合	43.8% (R4)	60.0%	
	V	13	1	短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上の指標の割合	新規	-
			2	短期的な成果指標に占める目標達成率50%以上の指標の割合	新規	-
3			短期的な成果指標に占める目標達成度が30%以下の指標の割合	新規	-	
14		1	男女共同参画に関するイベントや講座の関心度	87.2% (R3)	100%	
15		1	各講座、イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード（アンコンシャスパイアス等）を知っている人の割合	新規	-	

調整頁につき余白



第3章 計画の内容



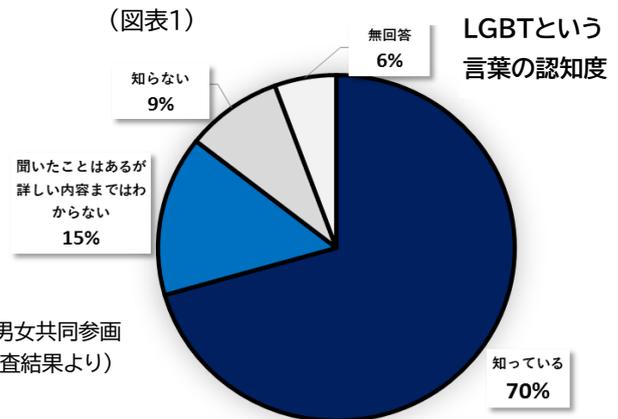
柱立てⅠ あらゆる人の人権と性の多様性の尊重

現状

(1) 多様性を尊重する社会に向けた素地の醸成

「LGBT」という言葉の認知度は「聞いたことがある」まで加えると85.6%（図表1）であり、啓発を推進していくための素地が一定程度醸成されてきたことがうかがえます。

（令和3年度 足立区男女共同参画に関する区民意識調査結果より）



(2) パートナーシップ・ファミリーシップ制度の開始

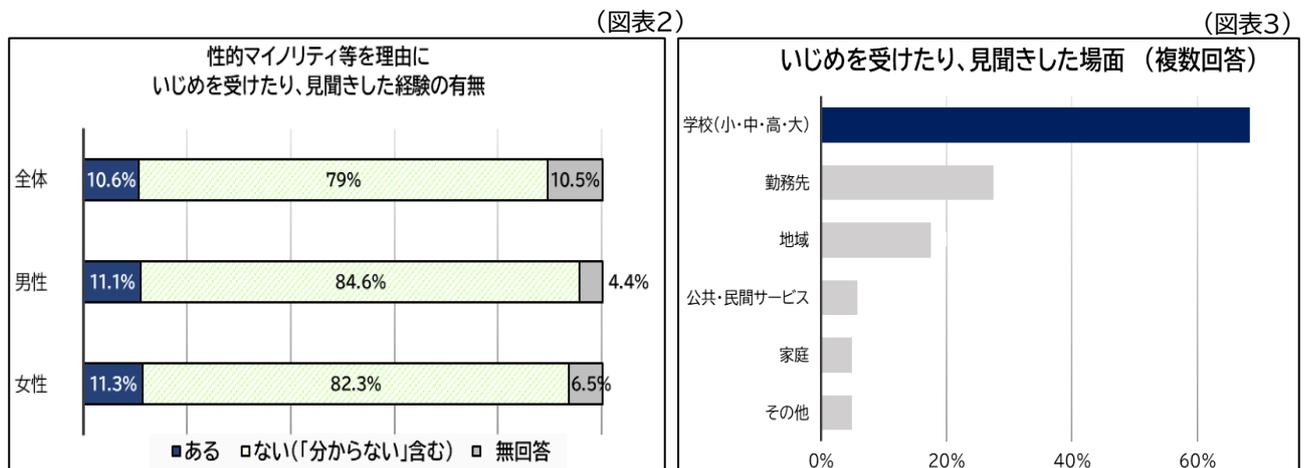
足立区では、足立区男女共同参画社会推進条例の理念に基づき、令和3年4月から「区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成する」ための施策の一つとして「パートナーシップ・ファミリーシップ制度（ファミリーシップ制度は全国で3番目）」をスタートしました。

令和5年1月現在の宣誓件数は延べ36組（うち、ファミリーシップ宣誓は2組）です。

課題

(1) 学校を含む、幼少期からのジェンダーに関する啓発

性的マイノリティ等を理由にいじめを受けたり、見聞きした経験が「ある」と回答した区民（図表2）約1割のうち、68.3%は現場が学校であると回答しました（図表3）。



（令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より）

方針

(1) 性の多様性に関する制度のブラッシュアップ

「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」は制度開始1年で、対象者の拡大や子の年齢制限の撤廃等の見直しをしました。「LGBT相談」とあわせ、今後も当事者に寄り添った制度となるよう、必要に応じて見直しをしていきます。

(2) 学校現場等での人権啓発

ジェンダーに関する様々な「アンコンシャス・バイアス」を要因として、性的マイノリティの子どもを含め、他の子どもでも「男らしくない」「女らしくない」といった、からかい・いじめが生じる場合があることに留意する必要があります。

性の多様性やジェンダーに関することを人権課題の一つとして、学校現場を含む幼少期から啓発を行い、だれもが互いを尊重しあい、安心して過ごせる環境を作っていくことが必要です。



コラム① ジェンダーとは？

ジェンダー (gender) とは、生物学的な性差 (sex) に基づく男女の性別ではなく、社会的・文化的につくられた性差です。

人々の意識の中につくられた「女性像」「男性像」などの性別による考え方、概念のことをいいます。

例) 「男だから〇〇」「女だから〇〇」

例) 「男の子だから電車が好き」「女の子だからお人形が好き」 など

コラム② アンコンシャス・バイアスとは？

アンコンシャス・バイアス (unconscious bias) とは、日本語で「無意識の偏ったモノの見方 (偏見)」のことです。他にも、「無意識の思い込み」「無意識の偏見」「無意識バイアス」等と表現されることもあります。

例) 「若者は〇〇だ、女性は〇〇だ、高齢者は〇〇だ」

例) 「女性は感情的になりやすい」 など

アンコンシャス・バイアスは性別に関するものだけではなく、年齢や障がいの有無、外国人に関するものなど、様々な場面で生じる可能性があります。

コラム③ 固定的な性別役割分担意識とは？

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分けてしまうこと。性別を問わず、個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当です。

施策1 多様性を尊重する地域社会の実現

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
I-1-1	区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度	72.0% (R4)	80.0%
I-1-2	「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合	36.8% (R3)	50.0%

【I-1の主な取り組み】

取組名	I-1-1 区職員、教職員向けの人権研修		
目的	区職員が多様な性に関する基本的な知識を学ぶ		
概要	<ul style="list-style-type: none"> 区職員向け：基本的人権研修として全職員を対象に、4年ローテーションで平成30年度から実施しており、令和7年度までの実施を予定 教職員向け：初任者研修や中堅教諭研修、人権教育研修等で、人権教育プログラム（学校教育編）の活用や人権教育の推進を実施するほか、性的マイノリティを専門的に扱う研修をおおむね4年に1回実施 		
関連事業 【担当課】	①区職員向け研修（LGBT） 【人材育成課、総務課、多様性社会推進課】	②教職員向け研修（LGBT） 【教育指導課】	
	③小中学校教員向け人権啓発普及事業 【教育指導課】		
取組名	I-1-2 安心して暮らすための体制づくり		
目的	区民等が安心して人権に関する制度を利用できるよう環境整備を行う		
概要	だれもが安心して暮らせるよう、専門の相談員による「LGBT相談」や、子や親も含めた家族としての「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」を整備・運用するほか、人権に関する様々な相談を各窓口で受けています。		
関連事業 【担当課】	①LGBT相談窓口 【多様性社会推進課】	②パートナーシップ・ファミリーシップ制度 【多様性社会推進課】	
	③人権身の上相談 【区民の声相談課】	④外国人相談 【地域調整課】	

コラム④ パートナーシップ・ファミリーシップ制度とは？

「パートナーシップ制度」は地方自治体が性的マイノリティ当事者の方等からパートナーとしての宣誓を受領し、自治体独自の証明書発行などを行う制度です。

「ファミリーシップ制度」では子や親も含めて証明書発行等を行います。

法律婚とは異なり、相続等の法的な権利は認められていないのが現状です。

しかし、日頃から差別や偏見に苦しむ当事者にとっては「行政が認めてくれるということが心の支えになる」というご意見もあり、行政としてこの制度を広げていくことにも意味があると考えています。

施策2 幼少期からの他者理解の啓発の充実

短期的な成果指標No.	指標名	現状値	R9目標値
I-2-1	「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合	小学生：96.4% 中学生：95.9% (R4)	98.0%

【I-2の主な取り組み】

取組名	I-2-1 児童・生徒への人権啓発		
目的	児童・生徒が自分と異なる他者への理解等、人権について学ぶ		
概要	区が区立小・中学校に対し、学校におけるいじめの未然防止・早期発見に関する取組み状況を把握し、指導・助言するほか、いじめアンケートの実施等を行い、未然防止に努めています。また、人権の大切さを認識し、豊かな人権感覚を身につけることを目的とした授業やポスターコンクールを実施するほか、LGBT啓発講座を希望する学校に対して講師を派遣しています。		
関連事業【担当課】	①いじめの未然防止・早期発見等に向けた取組【教育指導課】	②人権ポスターコンクール事業【総務課・教育指導課】	
	③小・中学校へのLGBT出前講座【多様性社会推進課】		

施策3 地域・民間団体、企業等への啓発の推進

短期的な成果指標No.	指標名	現状値	R9目標値
I-3-1	LGBTという言葉の認知度	70.7% (R4)	80.0%

【I-3の主な取り組み】

取組名	I-3-1 区民や各団体、企業等に向けた啓発		
目的	企業における性の多様性に関する啓発		
概要	企業内での性の多様性に関する理解促進を図るため、企業のニーズにあわせたコンテンツを用意し、出前講座だけでなく、オンライン等も活用した啓発を行います。		
関連事業【担当課】	①オンライン等を活用した啓発事業【多様性社会推進課】	②地域団体へのLGBT出前講座【多様性社会推進課】	
	③企業へのLGBT出前講座【多様性社会推進課】	④啓発冊子、グッズの作成・配布【多様性社会推進課】	
取組名	I-3-2 人権に関する啓発イベントの実施		
目的	幅広く区民に知ってもらう機会の創出		
概要	誰もが気軽に参加できるイベント等を通じて、より多くの区民に性の多様性や人権に関する意識啓発を行います。		
関連事業【担当課】	①レインボー映画祭【多様性社会推進課】	②人権講座の実施【総務課】	
	③人権週間におけるパネル展【総務課ほか】		

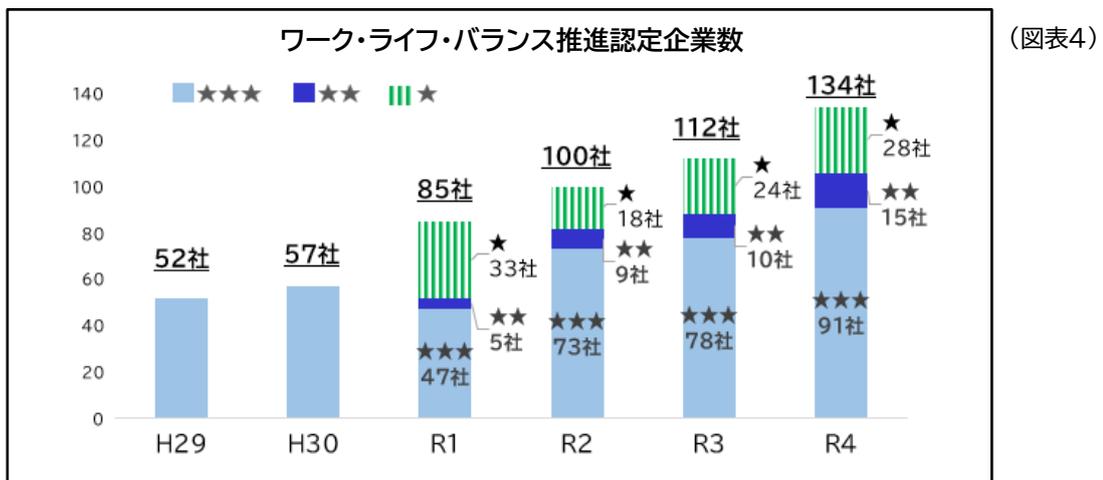
柱立てⅡ 様々な分野における女性の参画拡大と活躍推進

現状

(1) ワーク・ライフ・バランス推進認定企業の増加

ワーク・ライフ・バランス（以下「WLB」という）の推進は、誰もが働きやすい環境づくりが女性の活躍推進にもつながるという趣旨で行っているものです。

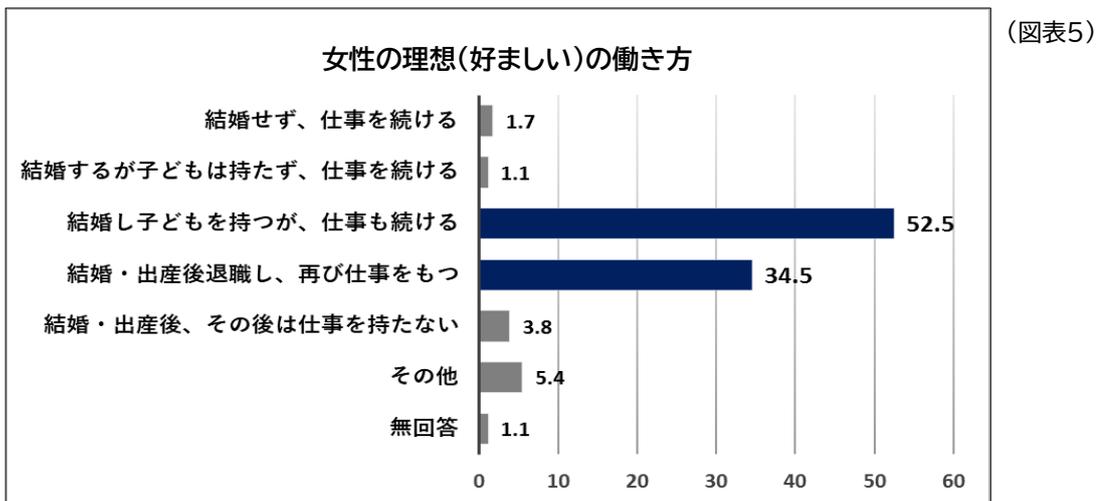
中小零細企業が多い足立区の実状を踏まえ、気軽に取り組めるよう令和元（2019）年度からは1分野からの申請や、内容に応じたレベル別（星1つ～3つ）認定制度に見直し、認定数が増加しました（図表4）。



(2) 男女共同参画に関する区民の意識

ア 女性の理想（好ましい）の働き方

「結婚し子どもを持つが、仕事もできる限り続ける」ことを理想（好ましい）と考えている人が5割強と最も多い結果となりました。

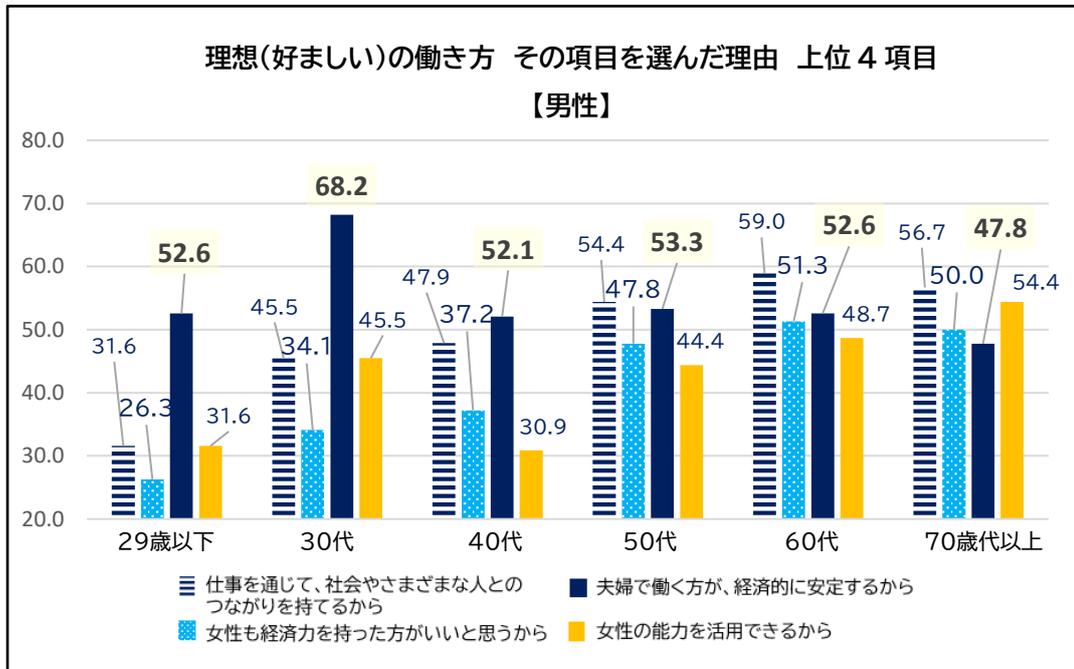


(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

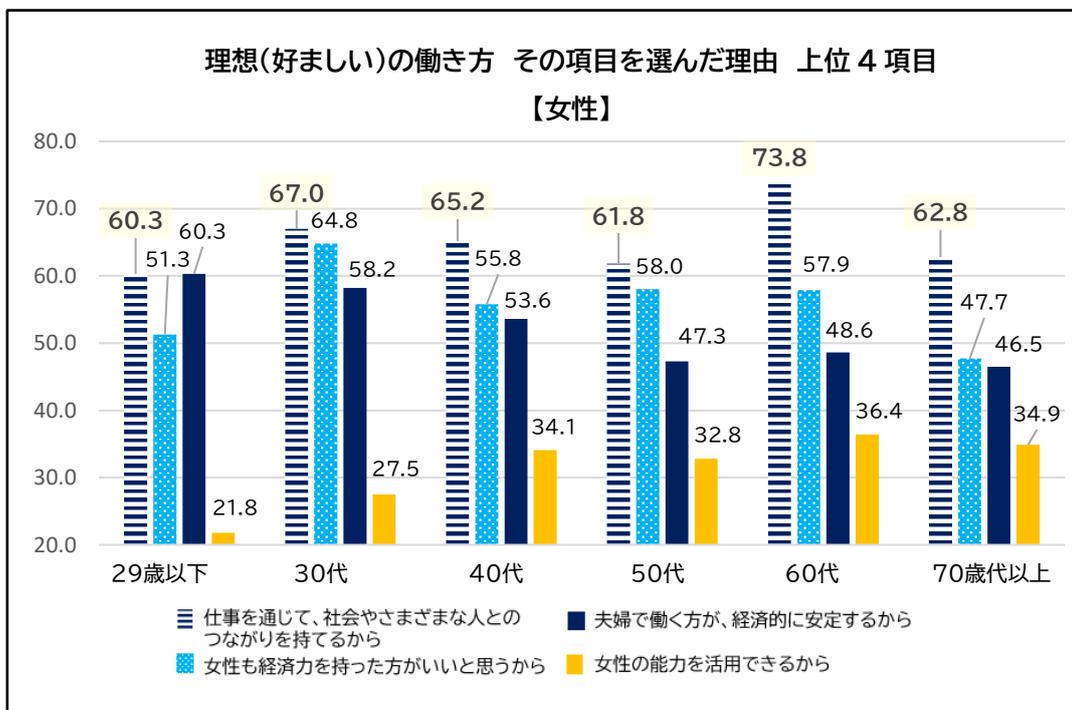
イ 「女性の理想（好ましい）の働き方」を選んだ理由

男性の回答で最も多いのは「夫婦で働く方が経済的に安定するから」で53.2%（図表6）でした。女性の回答で最も多いのは「仕事を通じて社会や様々な人とのつながりを持てるから」が最も多く（65.3%）でした（図表7）。

「経済的側面で女性の理想的な働き方を考えている男性」と、「自己実現のために働きたいと考えている女性」の間に、意識の差が見られます。



(図表6)



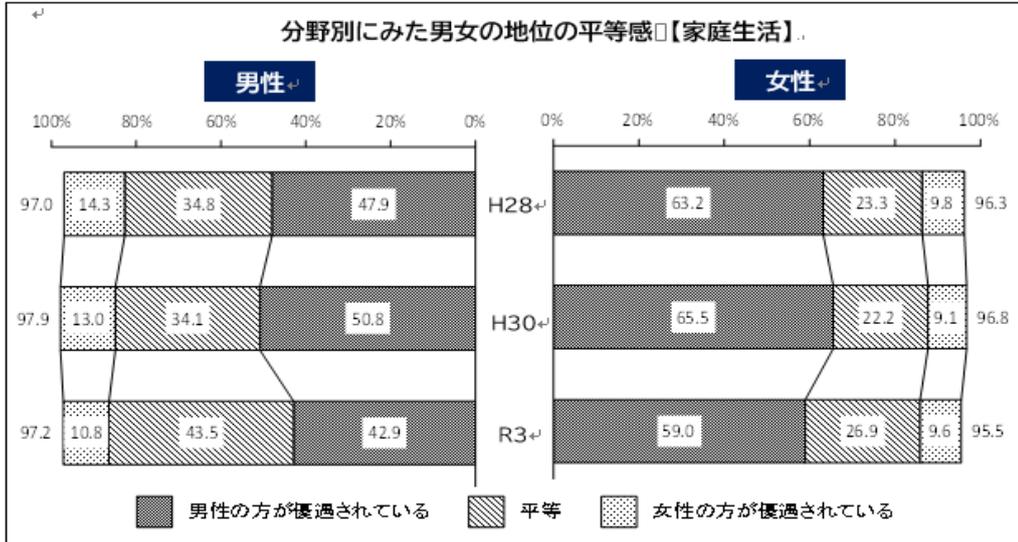
(図表7)

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

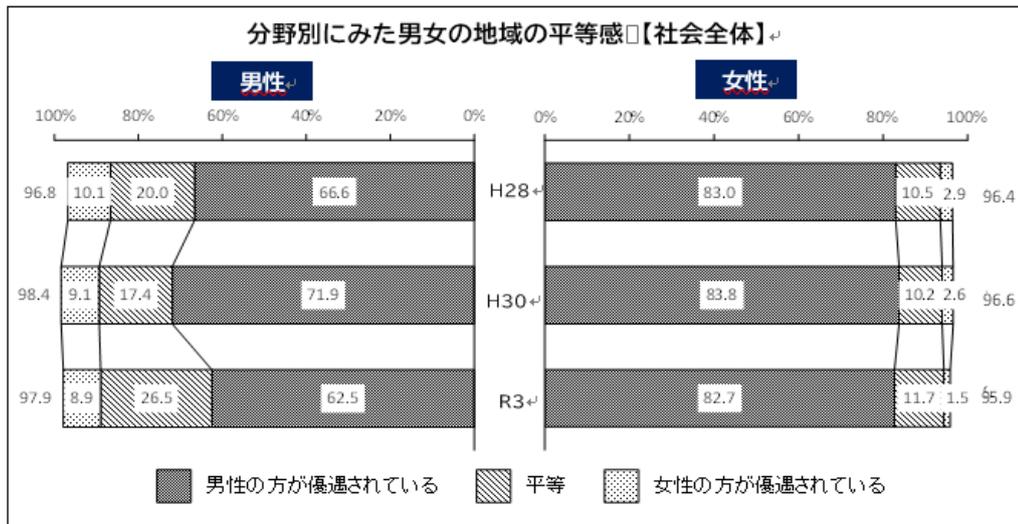
ウ 男女の地位の平等感

「家庭生活」における男女の地位の平等感（図表8）では、平等と回答したのは男性が43.5%、女性が26.9%です。「社会全体」における男女の地位の平等感（図表9）では、平等と回答したのは男性が17.4%、女性が10.2%という結果でした。

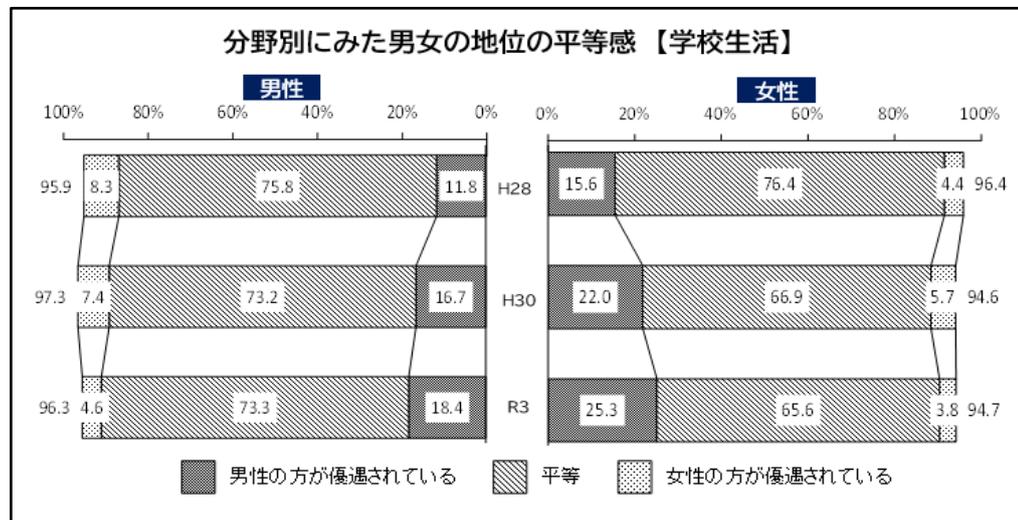
一方、「学校教育」においては平等と回答した人が男女ともに6割（図表10）を超えています。



(図表8)



(図表9)



(図表10)

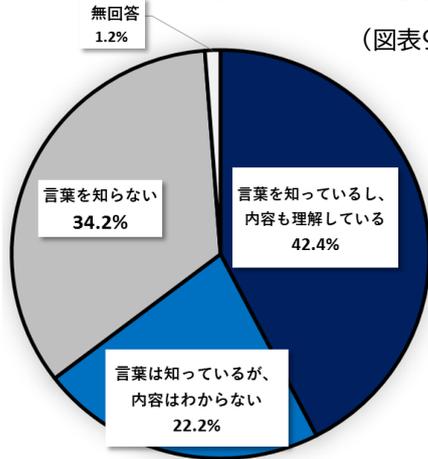
(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

課題

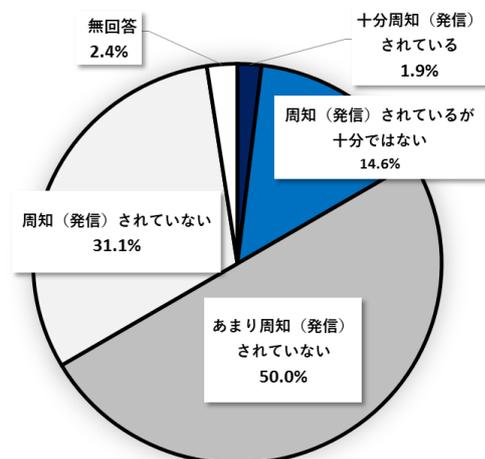
(1) ワーク・ライフ・バランスの取り組み

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉を知っている区民の割合は64.6%（図表9）ですが、区の「ワーク・ライフ・バランス推進の取り組み」を知っている区民が2割に満たない（図表10）結果となりました。

「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度 (図表9)



「ワーク・ライフ・バランス」の取り組みの周知状況 (図表10)



(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

(2) 意識調査から見てきた性別による意識の差

ア 配偶者（またはパートナー）への不満点

各年代で「言わないと家事・育児をしてくれない」男性3.0%、女性25.0%や、「相手がやってくれるのが当たり前と思っている」男性6.4%、女性28.2%等、相手への不満は男女間での意識差が見られます（図表11）。

(図表11)

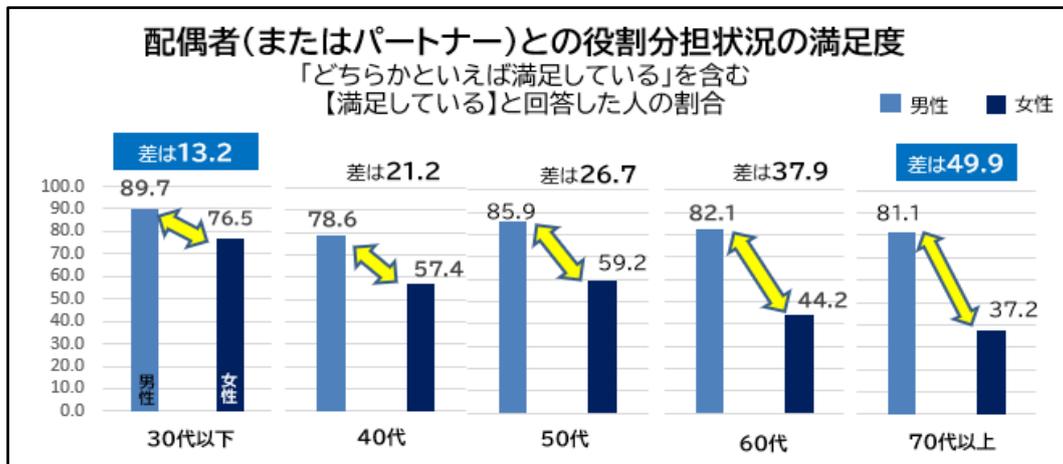
男性 30代以下 上位5項目	
思いどおりでないとすぐ怒る	20.7
ずっとスマホを見ている	17.2
家事・育児が雑である	10.3
言わないと、家事・育児をしてくれない	6.9
日頃、感謝してくれない	0.0
男性 40～50代 上位5項目	
思いどおりでないとすぐ怒る	14.2
日頃、感謝してくれない	8.2
家事・育児が雑である	7.5
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	6.7
ずっとスマホを見ている	6.0
男性 60代以上 上位5項目	
思いどおりでないとすぐ怒る	11.8
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	7.4
日頃、感謝してくれない	5.9
家事・育児が雑である	5.1
言わないと、家事・育児をしてくれない	2.9

女性 30代以下 上位5項目	
言わないと、家事・育児をしてくれない	30.6
ずっとスマホを見ている	22.2
家事・育児が雑である	20.8
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	16.7
日頃、感謝してくれない	4.2
女性 40～50代 上位5項目	
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	27.6
言わないと、家事・育児をしてくれない	21.6
ずっとスマホを見ている	14.1
家事・育児が雑である	12.1
日頃、感謝してくれない	12.1
女性 60代以上 上位5項目	
相手がやってくれるのが当たり前だと思っている	35.0
言わないと、家事・育児をしてくれない	27.0
日頃、感謝してくれない	16.8
思いどおりでないとすぐ怒る	13.1
家事・育児が雑である	7.3

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

イ 役割の満足度

日常の家事・育児等のパートナーとの役割分担状況の満足度を年代別・性別で見ると、年齢が上がるにつれ、男女間の意識差が大きくなっています(図12)。



(図表12)

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

方針

(1) 誰もが働き続けられる環境づくり(ワーク・ライフ・バランス制度の見直し)

ワーク・ライフ・バランス制度の開始から10年を経過したこともあり、働き方に対する社会の考え方や、育児介護休業法等の法改正の内容の反映等を含めていく必要があるため、制度の見直しを行います。

性別に関わらず、出産・育児・介護等を経ても働き続けられる環境の整備をしていくことは、「企業」「人」どちらにも有益なことであり、将来にわたる持続可能な社会の構築にもつながっていきます。

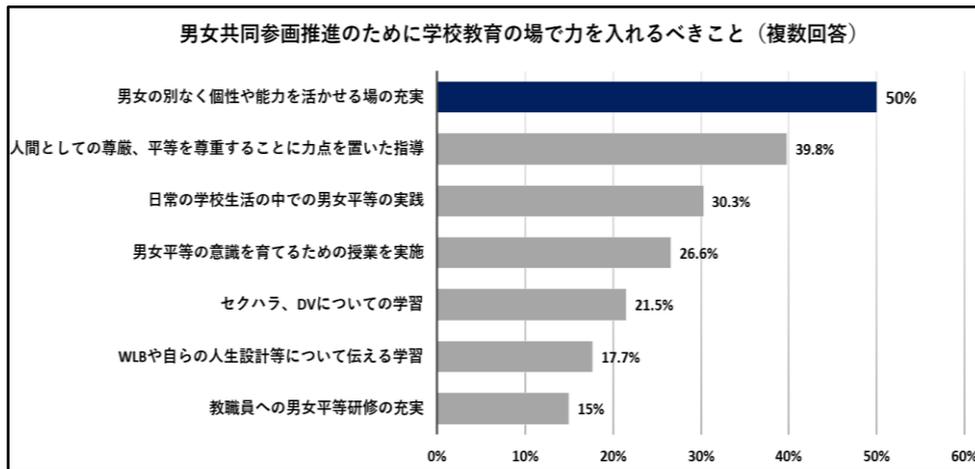
まずは、ハラスメント防止対策や育児休業の取得等に前向きに取り組む企業が増えるよう、就業規則の作成支援とあわせ、講座の実施や法改正に合わせた情報提供等を行っていきます。

(2) 区民の意識改革(固定的な性別役割分担意識等の解消)

意識調査の結果(図表13)からは、学校教育の場で力を入れるべきこととして「男女の別なく個性や能力を活かせる指導の充実」が5割(50.0%)と最多となっています。

「性別による役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス」はジェンダー平等を阻む要因の1つでもあるため、若年層を含めた幅広い世代に対する啓発が必要となります。

国等の取り組みや意識調査結果の周知を行うとともに、区でも意識改革のきっかけとなる講座やイベントを実施していきます。



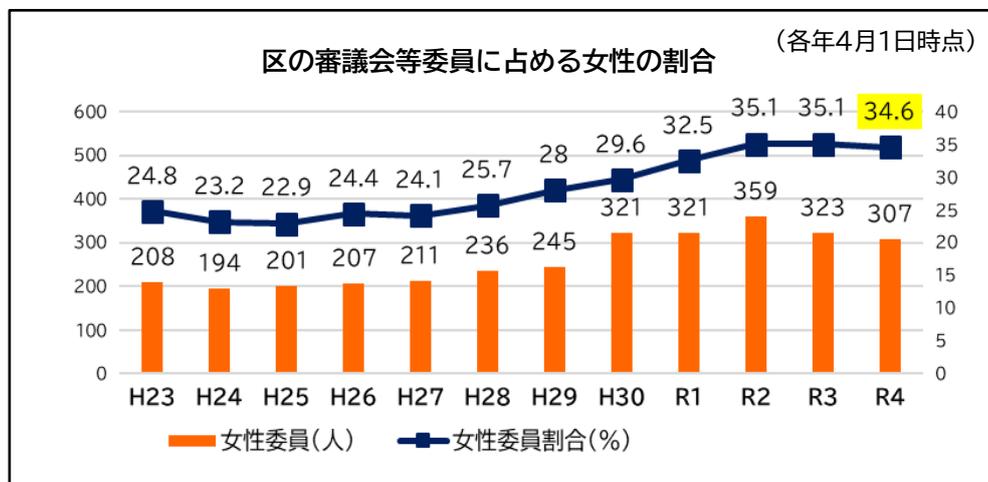
(図表 13)

(令和3年度足立区男女共同参画に関する区民意識調査より)

(3) 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

足立区では、平成15年制定の「足立区男女共同参画社会推進条例」において「区の審議会等の委員の男女いずれかの比率が40%未満となることのないよう努める」としていますが、目標の40%にはまだ達していません（図表14）。

区民ニーズを政策に反映させるためには、女性の視点も欠かせません。委員の改選期に合わせた担当課や団体への働きかけとあわせ、区民向けの啓発を行っていきます。



(図表 14)

施策4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅱ-4-1	委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合	42.6% (R4)	70.0%
Ⅱ-4-2	区管理職に占める女性の割合	12.2% (R4)	30.0%
Ⅱ-4-3	区係長・課長補佐に占める女性の割合	32.3% (R4)	40.0%

【Ⅱ-4の主な取り組み】

取組名	Ⅱ-4 区役所内における女性の参画推進		
目的	政策・方針決定過程における女性の参画拡大につなげる		
概要	多様な意見が区政に反映されるよう、審議会の女性委員比率向上に取り組んでいます。区役所内でもさらなる女性の参画を拡大していくため、昇任の際のサポート体制を確立する等に取り組んでいます。		
関連事業 【担当課】	①審議会等における女性委員の登用促進 【多様性社会推進課】	②区職員のキャリアデザインに関する取り組み 【人事課、人材育成課】	

施策5 雇用面における男女共同参画の推進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅱ-5-1	従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数	131社 (R4)	200社
Ⅱ-5-2	女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小企業（従業員規模101人以上）の割合	新規	50.0%
Ⅱ-5-3	区男性職員の育児休業取得率	34.8% (R4)	50.0%

【Ⅱ-5の主な取り組み】

取組名	Ⅱ-5-1 誰もが働きやすい環境づくり（企業・職場）		
目的	性別に関わらず個性と能力を発揮できるよう、企業・職場の環境づくりを行う		
概要	性別に関わらず、誰もが働き続けられる環境づくりに取り組む企業・職場を増やしていくための情報提供、啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①中小企業支援施策（ワーク・ライフ・バランスを含む）に関する情報提供 【企業経営支援課】	②女性活躍推進法や育児介護休業法等の改正に関する情報提供・講座の実施 【多様性社会推進課】	
	③ジョブブーネット 【企業経営支援課】	④IT・IoT相談のご案内 【企業経営支援課】	
	⑤様々なハラスメントに関する啓発事業 【多様性社会推進課】	⑥区職員向けの育児休業取得促進 【人事課】	
	⑦男女共同参画に関する啓発事業 【多様性社会推進課】		

取組名	Ⅱ-5-2 誰もが働きやすい環境づくり（施設）	
目的	育児・介護と仕事の両立に必要な施設を運営・整備する	
概要	性別に関わらず、誰もが働き続けられるよう、育児・介護等と仕事の両立に必要な施設の運営・整備を行います。	
関連事業 【担当課】	①保育所の整備・運営 【子ども施設運営課・子ども施設入園課】	②病児・病後児保育・休日保育事業 【子ども施設運営課】
	③学童保育室の整備・運営 【住区推進課】	④地域型保育事業（小規模保育室・家庭的保育室） 【子ども施設入園課】
	⑤私立幼稚園・認定こども園の保育 【子ども政策課】	⑥地域包括支援センター 【地域包括ケア推進課】
	⑦特別養護老人ホーム・地域密着型サービス 【介護保険課】	
取組名	Ⅱ-5-3 育児・介護サービスの充実	
目的	育児・介護と仕事の両立に必要な情報提供やサービスを提供する	
概要	性別に関わらず、誰もが働き続けられるよう、育児・介護等と仕事の両立に必要なサービスの提供や相談を行います。	
関連事業 【担当課】	①保育コンシェルジュによる相談 【子ども施設入園課】	②子育て支援事業の充実・周知 【子ども政策課・子ども施設入園課】
	③あだちファミリー・サポート・センター事業 【こども家庭支援課】	④子ども預かり・送迎支援事業 【こども家庭支援課】
	⑤ベビーシッター利用支援事業 【子ども施設入園課】	⑥地域包括支援センター（再掲） 【地域包括ケア推進課】
	⑦介護保険サービス 【介護保険課】	⑧介護保険外のサービス（高齢者サービス） 【高齢福祉課】
取組名	Ⅱ-5-4 雇用機会につなげる支援	
目的	起業を目指す女性や、就労・再就職を希望する女性に必要な情報提供やサービスを提供する	
概要	女性の起業に関する情報提供や、働いたことがない、または出産・育児等によりブランクはあるが働きたい女性に対して情報提供等を行います。	
関連事業 【担当課】	①女性のための起業・経営相談 【企業経営支援課】	②女性の再就職支援セミナーの実施 【多様性社会推進課、マザーズハローワーク】

施策6 地域における男女共同参画の推進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
II-6-1	町会長に占める女性の割合	13.9% (R4)	-
II-6-2	P T A (小・中) 連合会に占める女性の割合	16.5% (R4)	-

【II-6の主な取り組み】

取組名	II-6-1 家庭における男女共同参画の推進		
目的	性別に関するアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）の解消を目指す		
概要	性別に関わらず、アンコンシャス・バイアスや性別役割分担意識から、自らの選択肢を狭めてしまうことのないよう、イベントや講座を通じて家庭内での啓発を推進していきます。		
関連事業 【担当課】	①男女共同参画に関する啓発講座（再掲） 【多様性社会推進課】	②区内の団体と連携した啓発イベント 【多様性社会推進課】	
	③男女共同参画に関する区民意識調査の実施・周知 【多様性社会推進課】	④国・都のアンコンシャス・バイアスに関する調査やコンテンツの活用 【多様性社会推進課】	
	⑤教育現場への情報提供 【多様性社会推進課・教育指導課】	⑥ジェンダー等に関する公的表現ガイド作成・改定 【報道広報課・シティプロモーション課・総務課・多様性社会推進課ほか】	
取組名	II-6-2 地域における男女共同参画の推進		
目的	性別に関わらず、地域の様々な場所で活動等に参加できる取り組みを行います。		
概要	性別に関わらず地域活動や社会参加できる体制を整え、多世代が活躍できる取り組みを行っています。		
関連事業 【担当課】	①町会・自治会等の地域活動支援 【地域調整課】	②P T A 活動推進 【青少年課】	
	③地域リーダー等の養成事業 【青少年課】	④N P O 活動支援センター運営事業 【協働・協創推進課】	
	⑤協働・協創の推進 【協働・協創推進課】	⑥ビューティフルウィンドウズ活動 【地域調整課】	
	⑦絆のあんしんネットワーク・絆のあんしん協力員 【絆づくり担当課】	⑧子どもの未来応援に関する地域活動支援（子ども食堂等） 【協働・協創推進課】	
	⑨地域学習センター運営支援事業 【生涯学習支援課】	⑩3分野連携事業（読書・スポーツ・文化） 【生涯学習支援課、地域文化課、スポーツ推進課、中央図書館】	



コラム⑤ ジェンダーギャップ指数(GGI)とは？

スイスの非営利財団「世界経済フォーラム」が、経済、教育、保健、政治の分野ごとの各データを基に「ジェンダーギャップ指数」を算出し、公表しています。

「0」が完全不平等、「1」が完全平等を表しています。

日本の順位 : 116位 / 146か国 (令和4年7月13日発表)

参考 : アイスランド 1位 (0.908)
日本 116位 (0.650)

日本は「教育(1.000)」、「健康(0.973)」分野の値は世界トップクラスですが、「政治参画0.061」と「経済参画(0.564)」については数値が低い状況です。

詳細は内閣府ホームページへ

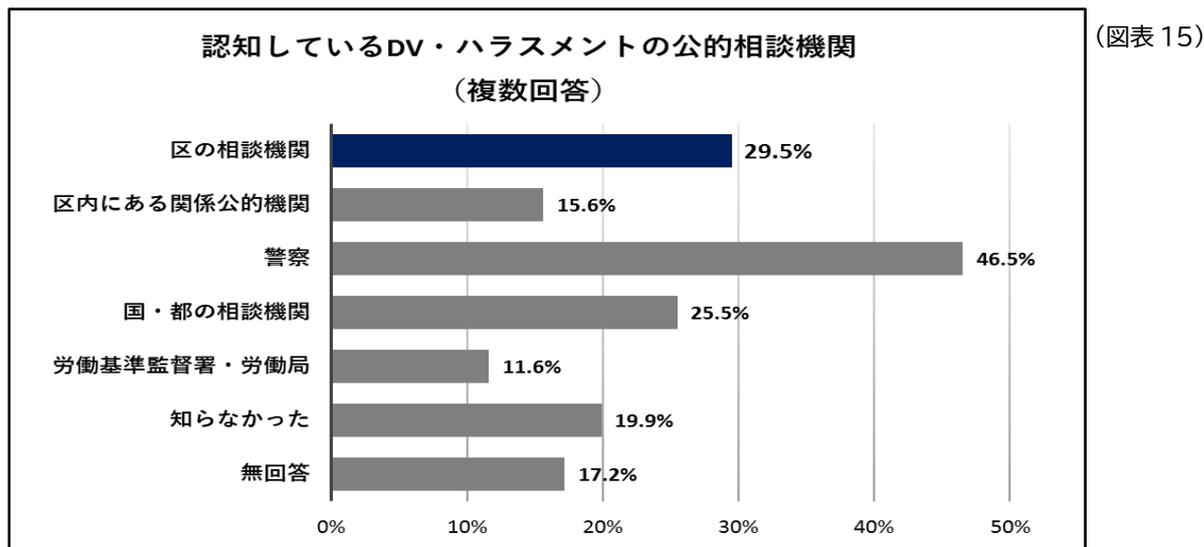


Ⅲ 安全・安心な暮らしの実現(DV・虐待の予防と被害者支援)

現 状

(1) DVに関する相談窓口の認知度

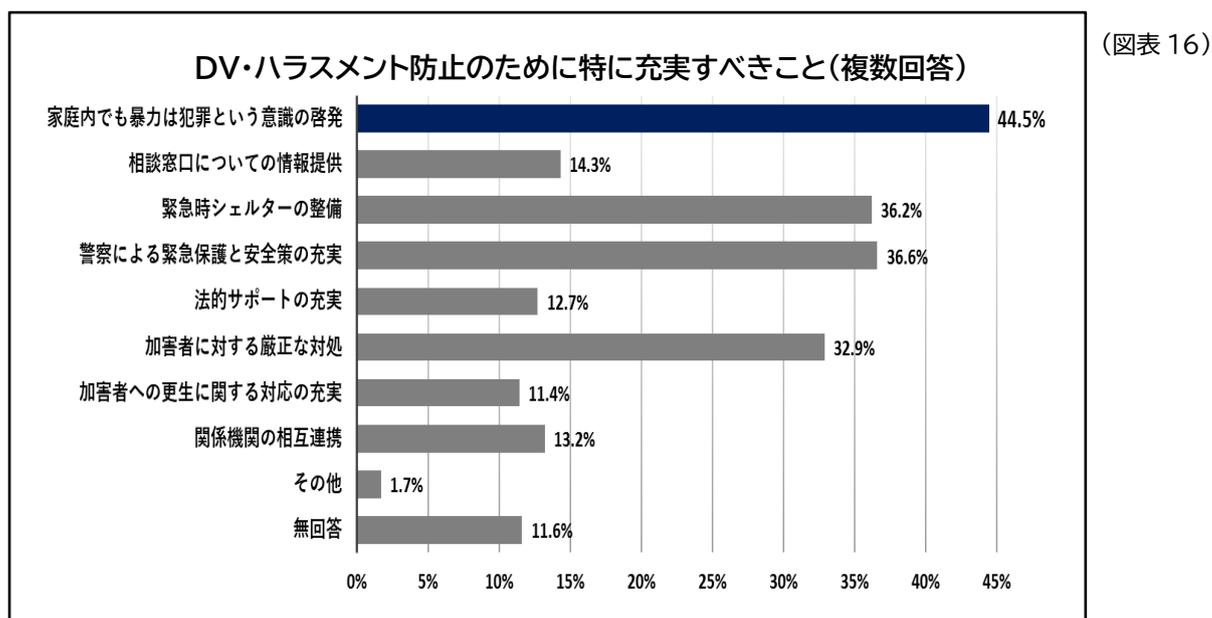
区の相談機関の認知度は、警察の46.3%に次いで高く、29.5%という結果です(図表15)。



(令和3年度男女共同参画に関する区民意識調査より)

(2) DV予防について

ハラスメント・DV防止対策としては「意識啓発」を充実すべきと回答した人の割合が最も高い結果となりました(図表16)。

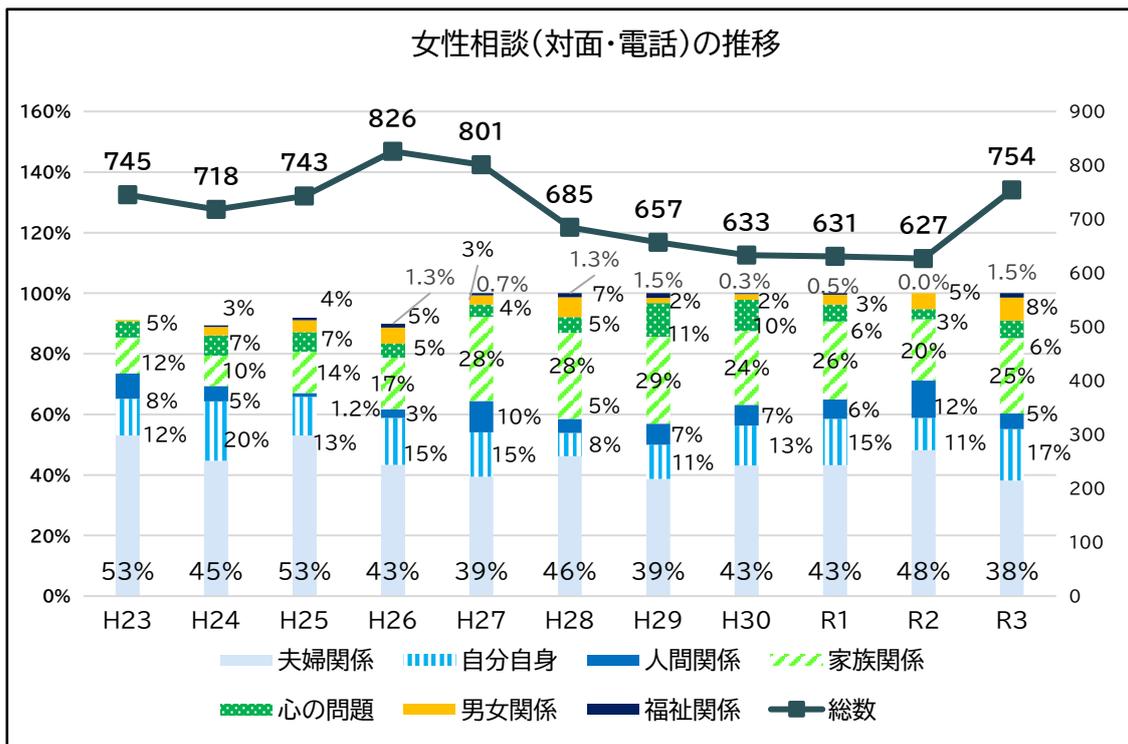


(令和3年度男女共同参画に関する区民意識調査より)

(3) 女性相談の増加

女性相談の件数は平成28年度から横ばい傾向でしたが、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて1.2倍に増加しました（図表17）。

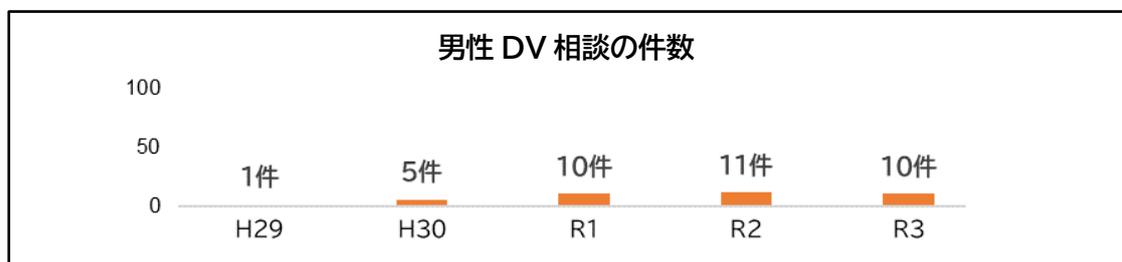
「夫婦関係」「家族関係」の相談が6～7割を占める傾向は10年間変わりませんが、令和2（2020）年度から令和3（2021）年度にかけて、「人間関係」の相談が半数に減った一方、「自分自身」「心の問題」の相談が約2倍となっており、新型コロナウイルスの感染拡大による影響が考えられます。



(図表 17)

(4) 男性DV電話相談

加害者からの相談もあり、DV予防としても継続が必要と考えられます。平成29年7月から開始しています（図表18）。

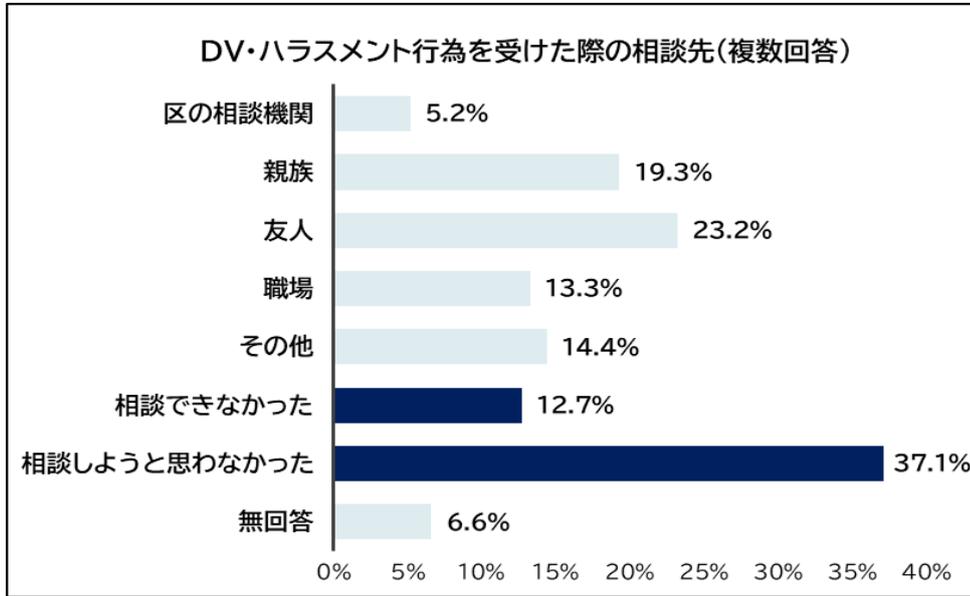


(図表 18)

課題

(1) 相談につながらない被害者

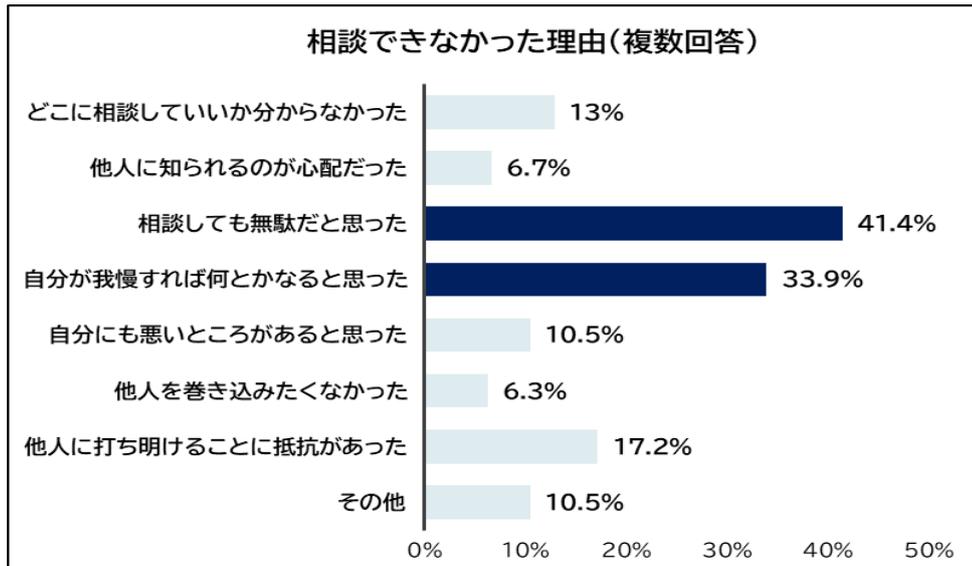
DV被害経験者のうち「相談できなかった」人の割合は12.7%、「相談しようと思わなかった」人は37.1%で、合計49.8%が相談につなげていません（図表19）。



(図表19)

(2) 相談しない理由

「どこに相談していいかわからなかった」13%の被害者に対しては、相談窓口の周知の強化が必要です。「相談しても無駄だと思った」「我慢すれば何とかなると思った」の合計75.3%（図表20）の被害者を、どのように相談につなげていくかが今後の課題となっています。



(図表20)

方針

(1) 配偶者暴力相談支援センターの設置

令和5年●月に、DV被害者の相談機関として「配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。これにより、被害者が証明書の発行のため、警察署や区外の都施設へ足を運ぶ必要がなくなり、物理的・心的負担軽減につながっていくと考えています。

(2) 相談につなげる工夫

区民意識調査の結果から、被害を受けても相談しないという実態が見えてきたことから、被害者・加害者の性別にかかわらず、1人でも多く相談につながるよう「何が暴力に当たるのか」等の周知を進めていきます。

また、相談の少ない20～30代の女性向けに作成した、区や都等の相談窓口の一覧(図表21)や女性相談(図表22)のチラシ、配偶者暴力相談支援センターの周知カード等を、何気なく目に留めてもらうよう、区内施設等にも設置していきます。



(図表21)



(図表22)

(3) 自分自身の心と身体を大切にするための啓発の推進

性別に関わらず、セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する知識を持つことが大切です。子どもの頃から自分の身体を大切にするための考え方や、各世代特有の心身の変化(生理、思春期、妊娠・出産、不妊、避妊・中絶、更年期等)を知ることが、自分自身の心と身体を守ることにもつながっていくと考えるため、講座等を通じて情報発信していきます。

また、幅広い世代に対して、心身の健康を維持していくための取り組みを行っていきます。

施策7 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅲ-7-1	身体的暴力以外のDV（精神的・経済的・社会的・性的）の認知度	83.8% (R3)	100%

【Ⅲ-7の主な取り組み】

取組名	Ⅲ-7-1 DV、あらゆる暴力に関する相談体制の周知		
目的	性別に関わらず、気軽に相談ができるよう、様々な相談窓口の周知を図る		
概要	パートナーからのDVだけでなく、DVのある家庭の子どもへの虐待防止や障がいのある方への虐待等、様々な相談窓口の周知を図ります。		
関連事業 【担当課】	①配偶者暴力支援センター 【多様性社会推進課】	②女性相談、男性相談、LGBT相談 【多様性社会推進課】	
	③婦人相談員・母子父子自立支援員による面接相談 【足立福祉事務所各課】	④児童虐待相談 【こども家庭支援課】	
	⑤障がい者虐待相談 【障がい福祉課】	⑥こころとからだの相談 【中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター】	
取組名	Ⅲ-7-2 あらゆる暴力、虐待防止のための連携体制の強化		
目的	被害者の支援がスムーズにつながるよう、庁内外の体制を整える		
概要	庁内会議や、警察等を含めた庁外会議等、被害者支援の連携体制を整えていきます。		
関連事業 【担当課】	①足立区配偶者暴力対策基本計画推進会議 【多様性社会推進課】	②配偶者暴力対策庁外連絡会 【足立福祉事務所各課】	
	③要保護児童対策地域協議会 【こども家庭支援課】	④配偶者暴力相談支援センター（再掲） 【多様性社会推進課】	
取組名	Ⅲ-7-3 あらゆる暴力防止のための周知・啓発		
目的	どのような行為がDVなのかを周知し、相談につなげる		
概要	被害に遭っても気づかない、相談につながらない等、SOSを出せない被害者を減らすために、子どもの頃から自分の心身を大切にすることができるよう、情報発信や啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①女性への暴力防止イベントの開催 【多様性社会推進課】	②男女参画プラザでの講座実施 【多様性社会推進課】	
	③いのちの安全教育の推進 【教育指導課】	④SOSの出し方教育 【こころとからだの健康づくり課】	
	⑤愛の鞭（ムチ）ゼロ作戦 【こども家庭支援課】		

取組名	Ⅲ-7-4 被害を受けた方への支援	
目的	被害に遭った方や子どもへの支援を行うとともに、二次被害を防ぐ	
概要	関係機関と連携し、DV等の被害者（子どもも含む）、被害を受けた子どもへの支援を行います。また、区職員が対応する際、二次被害を起こすことのないよう、DVに関する基礎的な知識や必要な配慮等について学びます。	
関連事業 【担当課】	①婦人相談員・母子父子自立支援員による面接相談（再掲） 【足立福祉事務所各課】	②生活保護世帯の経済支援相談 【足立福祉事務所各課】
	③職員向けのDV研修 【多様性社会推進課】	④母子・女性緊急一時保護事業（応急対応） 【足立福祉事務所各課】
	⑤被害者の自立支援 【足立福祉事務所各課】	⑥犯罪被害者ネットワークとの連携 【多様性社会推進課、足立区福祉事務所各課、教育指導課】
	⑦被害を受けた子どもの支援 【教育指導課、こども家庭支援課】	⑧女性向けエンパワーメント講座の実施 【多様性社会推進課】

施策8 男女共同参画の視点に立った防災、減災等の取組

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅲ-8-1	避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が活かされていると感じる避難所運営組織の割合	47.1% (R3)	60%
Ⅲ-8-2	女性の防災士がいない避難所運営組織の割合（逡減目標）	69.0% (R4)	55.0%
Ⅲ-8-3	区の助成で資格を取得した女性の防災士数	47人 (R4)	62人

【Ⅲ-8の主な取り組み】

取組名	Ⅲ-8-1 多様な視点を入れた災害対策	
目的	女性や高齢者、性的マイノリティの方等、全ての人が安心して利用できる避難所の運営のため、多様な視点を取り入れ災害に備える	
概要	性別に関わらず、多様な視点で災害に備えるための体制を整えます。	
関連事業 【担当課】	①多様な視点を入れた地域防災計画の策定 【災害対策課】	②防災女性リーダーの育成・登用への支援 【災害対策課】
	③防災をテーマにした男女共同参画の啓発 【多様性社会推進課】	④中学生消火隊 【災害対策課】

施策9 生涯を通じた健康支援

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
Ⅲ-9-1	「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合	66.0% (R3)	-

【Ⅲ-9の主な取り組み】

取組名	Ⅲ-9-1 セクシュアル・リプロダクティブヘルス／ライツの啓発・支援		
目的	セクシュアル・リプロダクティブヘルス／ライツの視点における支援や取り組みを周知していく		
概要	性別による性差を理解し互いを尊重することや、生涯を通じて良好な健康状態でいられるよう、「性」と「生」の健康支援・権利についての啓発を行います。		
関連事業 【担当課】	①妊産婦への支援の充実（ASMAP：あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト） 【保健予防課、各保健センター】	②セクシュアル・リプロダクティブヘルス／ライツに関する啓発 【多様性社会推進課】	
	③いのちの安全教育の推進（再掲） 【教育指導課】	④エイズ相談・性感染症に関する相談・啓発 【感染症対策課】	
取組名	Ⅲ-9-2 生涯を通じた健康増進		
目的	自分の身体を知り、心身を大切にしていくための情報発信や健診事業等を行う		
概要	性別・年代に関わらず生涯を通じて区民が健康で過ごせるよう、自分の身体を知り、心も体も守っていけるよう情報発信や健診事業等を行います。		
関連事業 【担当課】	①各健（検）診事業 【データヘルス推進課】	②歯科保健（あだちっ子「歯と口の健康づくり」等） 【データヘルス推進課】	
	③健康づくり事業（パークで筋トレ・ウォーキングチャレンジ等） 【スポーツ推進課】	④食育事業（あだちベジタベライフ等） 【こことからだの健康づくり課】	
	⑤一般介護予防事業 【地域包括ケア推進課】		

柱立てⅣ 男女共同参画の視点における困難を抱える女性等への支援

現状

(1) 子どもの貧困対策の視点を盛り込んだ男女共同参画の取り組み

足立区では、子どもの貧困を経済的な困窮だけでなく、成育環境全般にわたる複合的な課題であると捉え、その解決や予防に取り組むため、平成27（2015）年に担当部署を立ち上げました。「子どもの健康・生活実態調査」のデータ等をエビデンスとして、「未来へつなぐあだちプロジェクト（子どもの貧困対策実施計画）」を進めています。

区の第7次男女共同参画行動計画にも「生活に困難を抱える家庭の子どもと保護者への支援（特にひとり親家庭への支援）」を柱の1つとして取り組んできました。

課題

(1) 「困難を抱える女性への支援に関する法律」の反映

第7次計画に盛り込んだ困難を抱える家庭等への支援は、令和4（2022）年に制定され、令和6（2024）年に施行となる「困難を抱える女性への支援」に関する法律の内容とも関連性が高く、新型コロナウイルスの影響も考慮すると、今後さらに強化が必要となる視点です。

また、女性の貧困は、ひとり親だけではなく、不安定な就業を継続せざるを得ない単身女性や高齢女性等、全ての年代の女性に生じ得ることに留意する必要があります。

(2) 足立区の孤独死の状況

足立区が毎年調査している高齢単身世帯の孤独死の状況では、男性の孤独死の割合が女性の約2倍となっています。様々な要因が考えられますが、女性に比べて男性は社会とつながりにくいと言われており、性別による差が見られることから、男女共同参画に関する課題と捉えて対策を講じる必要があると考えます。

方針

(1) 様々な分野の支援

経済社会における性別による格差が背景となり、女性は貧困等、生活上の困難に陥りやすいという状況があります。新型コロナウイルスの感染拡大により、さらに困難な状況に置かれている女性に対して、様々な分野、視点での支援が必要です。

(2) 多世代での孤立防止の取り組み

若年世代や子育て中、高齢者まで、様々な世代で、相談や交流、居場所事業を中心に孤立・孤独防止の取り組みを行っていきます

施策 10 就業・生活の安定・自立を目指した取組

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-10-1	生活困窮者における就労等決定者数（女性の就労決定・進路決定者の数）	45人 (R4)	60人
IV-10-2	ひとり親家庭向け就労支援事業を活用して就労した人数	9人 (5.1.31)	15人

【IV-10の主な取り組み】

取組名	IV-10-1 就労支援		
目的	働いたことがない、ブランクが長い等、就労に不安を抱える方への就労準備支援		
概要	区では、一般就労を目標に、働くことに不安がある方や長期間仕事に就いていない方に対して、専門のスタッフによる相談やセミナー、就労体験実習を通じて、就労に必要な知識や技能を身につけてもらい、ハローワークや独自に開拓した求人を活用しての就労支援を実施しています。また、就労後も、職場への定着支援を実施しています。		
関連事業 【担当課】	①ひとり親家庭向け就労支援事業 【親子支援課】	②就労準備支援事業（ジョブサポートあだち） 【くらしとしごとの相談センター】	
取組名	IV-10-2 相談支援		
目的	社会とのつながりや自立を支援するための相談支援を行う		
概要	生活サイクルの改善から、社会的・職業的な自立を促すことを目的として、相談、能力開発、職業意識啓発等の支援を行っています。		
関連事業 【担当課】	①セーフティネットあだち 【くらしとしごとの相談センター（委託事業）】	②対面・オンライン相談（生活相談：就労支援や生活の総合相談、ひきこもり等） 【くらしとしごとの相談センター】	
	③思春期デイケア 【中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター】	④生活保護世帯の経済支援相談 【足立福祉事務所各課】	

施策 11 困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-11-1	学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合	74.1% (R3)	79.0%
IV-11-2	くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数（延べ）	102件 (R3)	130件

【IV-11の主な取り組み】

取組名	IV-11-1 困難を抱える世帯の子どもへの支援	
目的	子どもたちの未来につなげる支援を行う	
概要	<p>保護者が仕事で帰りが遅い、兄弟姉妹がいて家で勉強できない、経済的に塾に通わせるのは難しいなどの理由で家庭での学習が困難な生徒（主に中学生）を対象に、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる居場所を提供しています。他にも子どもの居場所となる子ども食堂等の運営支援を行っています。</p> <p>また、足立はばたき塾では、成績上位で学習意欲も高いが、家庭の事情などにより塾等の学習機会の少ない生徒を中心に、民間教育事業者を活用した指導力の高い講師による学習機会を提供するものです。</p> <p>その他、入学試験に備えるために必要な学習塾などの受講費用や高校・大学等受験に必要な受験料を支援します。</p>	
関連事業 【担当課】	①居場所を兼ねた学習支援 【くらしとしごとの相談センター】 ③外国にルーツを持つ子ども向けの学習・居場所支援団体の紹介 【地域調整課】 ⑤足立区給付型奨学金 【学務課】 ⑦子ども食堂支援 【総合事業調整担当課】	②足立はばたき塾 【学力定着推進課】 ④受験生チャレンジ支援貸付金 【足立区福祉事務所各課】 ⑥就学援助・就学奨励 【学務課】 ⑧あだち子どもの未来応援基金 【子どもの貧困対策・若年者支援課】
取組名	IV-11-2 困難を抱える有子世帯への支援	
目的	ひとり親世帯や生活困窮世帯等、様々な困難を抱える世帯への支援を行う	
概要	ひとり親世帯や生活に困難を抱える方からの不安や悩み等の相談に応じるほか、様々な情報提供や支援等を行っています。	
関連事業 【担当課】	①ひとり親総合支援事業（豆の木相談室・就労支援・サロン豆の木） 【親子支援課】 ③養育費支援事業 【親子支援課】 ⑤生活保護世帯の経済支援相談 【足立福祉事務所各課】 ⑦教育相談 【教育相談課】	②ひとり親家庭の応援ブック 【親子支援課】 ④対面・オンライン相談（生活相談：就労支援や生活の総合相談、ひきこもり等） 【くらしとしごとの相談センター】 ⑥子どもと家庭の相談 【こども家庭支援課】 ⑧子ども食堂・フードパントリー支援 【子どもの貧困対策・若年者支援課】

施策 12 男女共同参画の視点における複合的な困難を抱える方への支援

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-12-1	就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合	37.0% (R3)	50.0%
IV-12-2	家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合	43.8% (R4)	60.0%

【IV-12の主な取り組み】

取組名	IV-12-1 全世代での孤立の防止（切れ目のない相談支援）		
目的	様々な困難や生きづらさを抱える人の孤立を防ぐため、相談支援を行う		
概要	生活困難だけでなく、困難や生きづらさを抱えたまま地域から孤立し、各支援につながらない人がいます。各ライフステージにおける相談事業等により、各機関につなげるための支援を行っています。		
関連事業 【担当課】	①妊産婦への支援の充実（ASMAP：あだちスマイルママ&エンジェルプロジェクト） 【保健予防課、各保健センター】	②こころといのちの相談支援事業 【こころとからだの健康づくり課】	
	③あだち若者サポートテラスSODA 【子どもの貧困対策・若年者支援課】	④豆の木相談室 【親子支援課】	
	⑤女性相談・男性相談・LGBT相談（再掲） 【多様性社会推進課】	⑥子どもと家庭の相談、教育相談（再掲） 【こども家庭支援課、教育相談課】	
	⑦対面・オンライン相談（再掲） 【くらしとしごとの相談センター】	⑧人権身の上相談 【区民の声相談課】	
	⑨区民相談事業 【区民の声相談課】	⑩外国人相談（再掲） 【地域調整課】	
取組名	IV-12-2 全世代での孤立の防止（交流の場・居場所づくり）		
目的	様々な困難や生きづらさを抱える人が孤立してしまわないよう、交流の場や居場所支援を行う		
概要	生活困難だけでなく、困難や生きづらさを抱えたまま地域から孤立し、各支援につながらない人がいます。交流や居場所づくりやアウトリーチ等により、各機関につなげるための支援を行っています。		
関連事業 【担当課】	①外国にルーツを持つ子ども向けの学習・居場所支援団体の紹介（再掲） 【地域調整課】	②居場所を兼ねた学習支援（再掲） 【くらしとしごとの相談センター】	
	③子ども食堂支援（再掲） 【総合事業調整担当課】	④サロン豆の木 【親子支援課】	
	⑤孤立ゼロプロジェクト 【絆づくり担当課】	⑥シングルママパパ向け講座 【多様性社会推進課】	

柱立てⅤ 男女共同参画に関する推進体制の整備・強化

現 状

(1) 年次報告書の作成

現在は区長の附属機関である「男女共同参画推進委員会」で、毎年度の事業の中から2点テーマを絞って議論・提言をいただき、区の方向性を示したものと合わせ「年次報告書」として毎年公表しています。

課 題

(1) 計画の進行管理

施策の進捗状況をさらに客観的に確認し、誰にでもわかりやすく計画の進捗状況を示せるよう、手法等を構築することが大切だと考えています。

(2) 「性別役割分担意識」等の意識改革の必要性

男女共同参画の推進に必要な意識改革にはまだつながっていない現状があり、引き続き「性別役割分担意識」や「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」に関する人々の意識改革が必要です。

方 針

(1) 長期的な指標による進行管理と評価

計画全体の成果指標と、5つの柱に関連する成果指標を設定します。

この指標は、短期間で成果が見えるものばかりではありませんが、3～5年毎の数値の推移を確認していくことで、客観的かつ中長期的な視点で、計画の進行管理と次期計画に向けた課題把握・評価を行います。

(2) 短期的な指標による実態把握

成果指標が数年おきの長期的な指標となるため、毎年度の計画に関する進捗状況の確認や実態把握については、短期的な成果指標を使用します。

なお、各施策に関連する主な事業については、庁内で実施している重点プロジェクトや事務事業評価等の結果を活用して事業の活動結果の確認を行います。

(3) 進行管理と評価結果の反映

「男女共同参画推進委員会」において、施策に関する事業状況や、指標の推移等をふまえ、施策や計画への課題について、提言を行います。

施策 13 推進体制の整備・強化

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-13-1	短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上の指標の割合	新規	-
IV-13-2	短期的な成果指標に占める目標達成率50%以上の指標の割合	新規	-
IV-13-3	短期的な成果指標に占める目標達成度が30%以下の指標の割合 (逡減目標)	新規	-

【V-13の主な取り組み】

取組名	V-13 計画の推進体制		
目的	区の男女共同参画に関する施策を計画的に進めていく		
概要	男女共同参画推進委員会では学識経験者や団体、区議会議員、一般公募の区民等が、男女共同参画に関する施策を計画的に進めるための議論・検討を行います。男女共同参画推進会議では庁内横断的な施策を進めるための情報共有や議論を行います。		
関連事業 【担当課】	①男女共同参画推進委員会の運営 【多様性社会推進課】	②男女共同参画推進会議の運営 【多様性社会推進課】	

施策 14 職員や区民の意識改革・理解促進

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-14-1	男女共同参画に関するイベントや講座の関心度（申込数／定員）	87.2% (R3)	100%

【V-14の主な取り組み】

取組名	V-14 男女共同参画に関する意識啓発		
目的	区民や職員に対して男女共同参画に関する意識啓発を行う		
概要	イベントや講座等を通じて、男女共同参画社会の実現の妨げとなる「アンコンシャス・バイアス」等に関する意識を広めていきます。		
関連事業 【担当課】	①男女共同参画に関する講座の実施 【多様性社会推進課】	②地域の各団体との連携 【多様性社会推進課】	

施策15 各種調査の活用、施策等への反映

短期的な 成果指標No.	指標名	現状値	R9 目標値
IV-15-1	区各講座、イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード（アンコンシャスバイアス等）を知っている人の割合	新規	-

【V-15の主な取り組み】

取組名	V-15 国や都の各調査の活用、本計画への反映	
目的	国が実施する各調査等の結果の活用	
概要	国や都が実施する各調査や取り組みを活用した周知啓発や、区民・企業への周知を行っていきます。また、男女共同参画白書の毎年度の結果もふまえ、本計画の確認を行っていきます。	
関連事業 (担当課)	①国や都の調査結果・取り組みの周知 【多様性社会推進課】	②内閣府・東京都の取り組みの周知・啓発 【多様性社会推進課】
	③男女共同参画白書の内容の活用・周知 【多様性社会推進課】	

調整頁につき余白



第4章 資料編



1 足立区男女共同参画社会推進条例

平成15年3月20日条例第15号

足立区男女共同参画社会推進条例を公布する。

足立区男女共同参画社会推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 性別による権利侵害の禁止等（第8条・第9条）

第3章 基本施策（第10条—第18条）

第4章 足立区男女共同参画推進委員会（第19条—第22条）

第5章 苦情等の申出（第23条—第26条）

第6章 雑則（第27条）

付則

私たちは、女性も男性も、すべての人が人権を保障され、かけがえのない一人の人間として尊重される平和な社会の実現を願っている。日本国憲法には個人の尊厳と法の下での平等がうたわれており、男女平等の実現のため、国内外において取組が行われてきた。

足立区においても、昭和58年に女性問題解決のための行動計画を策定し、以来女性の地位向上と女性問題の解決に向け、様々な施策を推進してきた。女性たちは、自営業や中小企業の多い区内の産業を支え、また、地域に根ざした活動を展開している多くの団体の中で、地域の発展に貢献するとともに、男女平等を実現するために学び、行動してきた。

しかし、今なお男女共同参画は不十分であり、男女平等は達成されていない。ここに、私たちは、誰もが夢を持てる足立区を築き、次世代の子どもたちにつなげていくために、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会を実現していく決意を表明し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、足立区（以下「区」という。）、区民、事業者及び区民団体の責務を明らかにするとともに、区の施策の基本的事項を定め、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会についての男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 区民 区の区域内（以下「区内」という。）に居住し、勤務し、又は在学するすべての個人をいう。
- (4) 事業者 区内に事務所又は事業所を有し、事業を営む法人その他の団体をいう。
- (5) 区民団体 主たる構成員が区民又は事業者である非営利の団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる基本理念に基づき、行われなければならない。

- (1) 男女の人権を尊重し、直接的であるか間接的であるかを問わずあらゆる差別的取扱いを禁止し、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力を禁止すること。
- (2) 男女共同参画を推進し、多様な選択を可能にする教育及び学習を行うこと。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、区の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定の過程に共同参画すること。
- (4) 性別による固定的な役割分担に基づく社会制度及び慣行を解消するように努め、男女が、その個性と能力を十分に発揮し、社会における活動を選択できるようにすること。
- (5) 男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活及び職場生活、地域活動その他の社会生活の両立ができるように、対等な立場で参画し、責任を分かち合うこと。
- (6) 男女が、対等な関係の下に、互いの生涯にわたる健康と女性の妊娠、出産等に関する権利を尊重すること。

(区の責務)

第4章 資料編

第4条 区は、基本理念に基づき、総合的に男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を策定し、及び実施しなければならない。

2 区は、区民、事業者、区民団体、国及び他の地方公共団体と連携し、協力して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

3 区は、男女共同参画の推進のための組織の整備並びに職員及び教職員への啓発に取り組み、施策の推進のための財政上の措置を講じなければならない。

（区民の責務）

第5条 区民は、男女共同参画社会について理解を深め、社会のあらゆる分野において主体的かつ積極的に男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 区民は、区が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 区民は、性別による差別及び暴力の根絶に努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、事業活動に関し男女共同参画を推進するように努めなければならない。

2 事業者は、区が行う男女共同参画に関する施策に協力するように努めなければならない。

（区民団体の責務）

第7条 区民団体は、その活動に関し、第5条に定める区民の責務にのっとり、男女共同参画を推進するように努めなければならない。

第2章 性別による権利侵害の禁止等

（差別的取扱いの禁止）

第8条 何人も、あらゆる分野において、性別を理由とする差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、配偶者等への暴力、児童虐待その他あらゆる暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、他人を不快にさせる性的な言動をし、又はその言動によって生活環境を乱し、若しくはその言動を受けた者の対応により、その者に不利益を与える行為をしてはならない。

（公衆に表示する情報）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担及び女性に対する暴力を助長し、若しくは連想させる表現を行い、又は過度の性的な表現を行わないように努めなければならない。

第3章 基本施策

（行動計画）

第10条 区長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

2 区長は、行動計画を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

- 3 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、あらかじめ足立区男女共同参画推進委員会の意見を聴かななければならない。
- 4 区長は、行動計画を策定し、又は変更するときは、区民、事業者及び区民団体の意見を反映できるように適切な措置を講じなければならない。

(年次報告)

第11条 区長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、足立区男女共同参画推進委員会の意見を付して、これを公表するものとする。

(附属機関の委員の構成)

第12条 区長その他の執行機関は、附属機関として設置する審議会等の委員を任命し、又は委嘱する場合には、男女いずれか一方の委員の数が委員の総数の10分の4未満となることのないように努めなければならない。委員の任期の途中において委員の数に変動が生じる場合についても、また同様とする。

(教育及び学習における男女共同参画の推進)

第13条 区は、学校教育、保育その他の生涯にわたる教育及び学習において、男女共同参画の視点に立った取組が促進されるように環境の整備を進めるとともに、取組に対する支援その他必要な措置を講じるように努めなければならない。

(雇用等の分野における男女共同参画の推進)

第14条 区は、事業者に対し、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

- 2 区は、必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画に関する広報及び調査についての協力を求めることができる。
- 3 区は、必要があると認めるときは、区と契約を希望する事業者に対し、男女共同参画の推進に関する報告を求め、適切な措置を講ずるように協力を求めることができる。
- 4 区は、起業を目指す女性に対して、その能力と発想を十分に活かすことができるように、情報の提供、経営に関する支援その他必要な支援に努めなければならない。

(家庭生活及び社会生活の両立)

第15条 区は、区民が自らの責任と選択により家庭生活及び社会生活の両立ができるように支援に努めなければならない。

- 2 家族を構成する区民は、性別にかかわらず、家庭生活及び社会生活の両立を図るため、互いに理解し、協力するように努めなければならない。
- 3 事業者は、従業員の家庭生活及び社会生活の両立に配慮するように努めなければならない。

(生涯にわたる健康への支援)

第16条 区は、生涯にわたる健康と女性の性及び妊娠、出産等に関する権利が十分に尊重されるように、男女の学習機会及び情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

第4章 資料編

(調査研究等)

第17条 区は、男女共同参画社会の形成に関し必要な調査研究、情報の収集及び整理に努めなければならない。

2 区は、区民、事業者及び区民団体の基本理念への理解を促進するために必要な普及及び広報活動に努めなければならない。

(拠点施設)

第18条 区は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、区民、区民団体等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な拠点施設を設置するものとする。

第4章 足立区男女共同参画推進委員会

(推進委員会の設置)

第19条 男女共同参画の推進に関する施策を推進するため、区長の附属機関として、足立区男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第20条 推進委員会は、行動計画の策定に関する重要事項について、区長の諮問に応じ、調査及び審議を行うものとする。

2 推進委員会は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について調査し、審議し、及び区長に意見を述べることができる。

3 推進委員会は、第12条に規定する附属機関の委員の構成に関し、区長その他の執行機関に対し説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

4 推進委員会は、必要に応じて、関係機関、事業者その他委員以外の者に対し、推進委員会の会議への出席を求め、必要な資料を提出させ、意見又は説明その他の協力を求めることができる。

(組織)

第21条 推進委員会は、区民、学識経験者及び関係団体のうちから区長が委嘱する委員15人以内をもって組織するものとする。

(任期)

第22条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は前任者の在任期間とし、再任は2期を限りとする。

第5章 苦情等の申出

(苦情の申出)

第23条 区民は、区が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、区長に対し苦情の申出をすることができる。

(苦情処理)

第24条 区長は、前条の申出に対し、男女共同参画社会の形成に資するように適切に対応し、

処理するものとする。

- 2 区長は、前条の申出についての意見を求めるため、足立区男女共同参画苦情処理委員（以下「苦情処理委員」という。）を置く。
- 3 苦情処理委員は、前条の申出に対する意見を区長に述べるため、必要に応じて関係機関等に説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

（相談の申出）

第25条 区民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権が侵害された場合、区長に対し相談の申出をすることができる。

（相談への対応）

第26条 区長は、前条の申出に対し、関係機関等と連携し、適切な対応に努めなければならない。

第6章 雑則

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第5章の規定は、規則で定める日から施行する。（平成15年10月規則第85号で、同15年11月1日から施行）

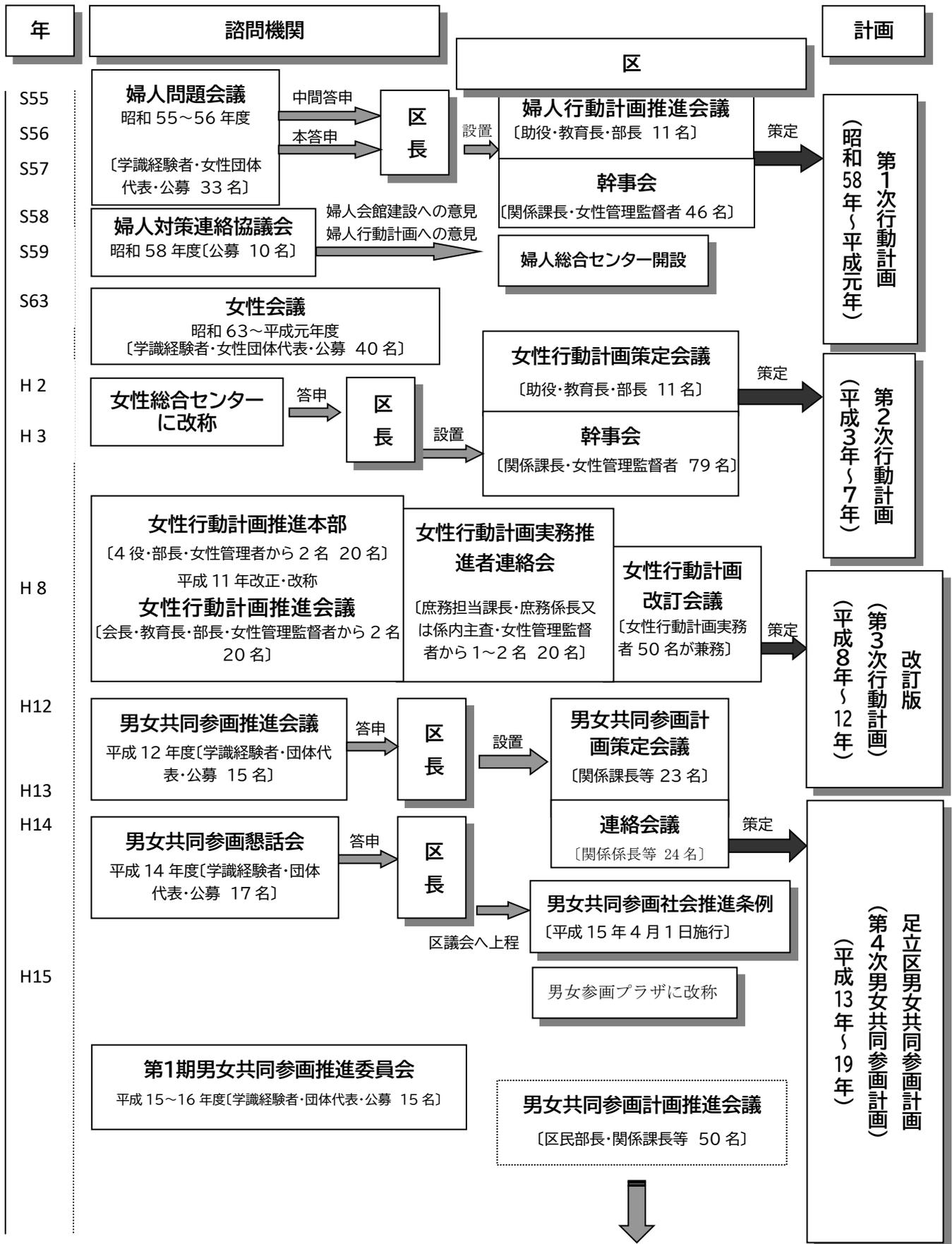
（足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正）

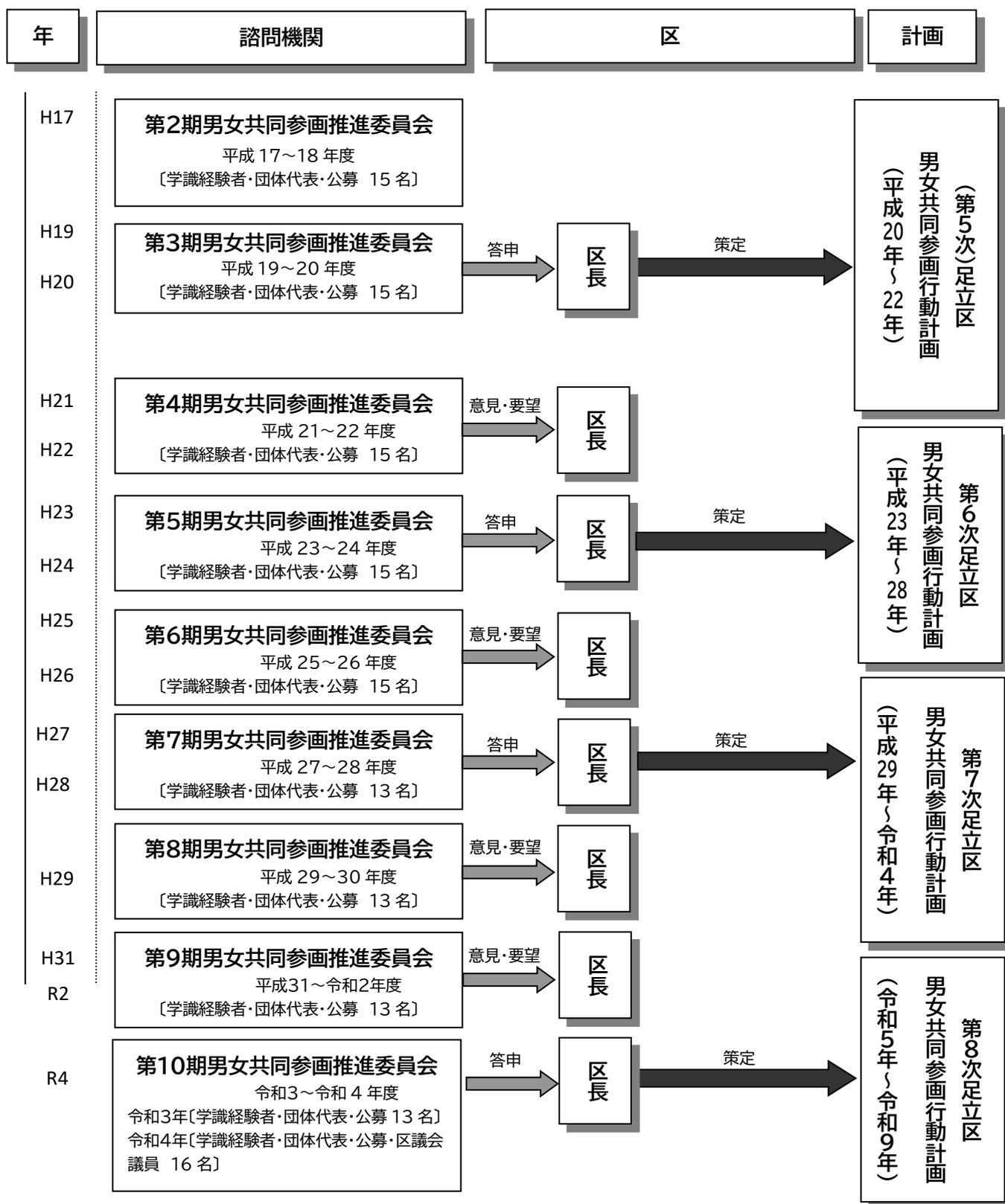
- 2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和39年足立区条例第17号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部に次のように加える。

足立区男女共同参画推進委員会	日額 7,000円
----------------	-----------

2 足立区男女共同参画計画推進の経緯





<用語説明>

- ・第1次行動計画とは、行動計画(婦人問題解決のための足立区行動計画)のことです。
- ・第2次行動計画とは、女性行動計画(ウィメンズマスタープランあだちⅡ)のことです。
- ・改訂版(第3次行動計画)とは、女性行動計画(ウィメンズマスタープランあだちⅡ改訂版)のことです。

3 参考～足立区の実践と東京都・国・世界の動き～

(1) 足立区の実践

- ・ 1983年（昭和58年）「女性問題解決のための行動計画」を策定
女性の地位向上と女性を取り巻く課題解決のために、様々な施策を展開してきました。
- ・ 1989年（昭和63年）「足立区婦人総合センター」（現男女参画プラザ）開設
男女共同参画の拠点の施設として、性別にかかわらず、男女共同参画の実現に向けた区民の自主的な活動に対して幅広い支援を行っています。
- ・ 1990年（平成2年）「足立区婦人総合センター」を「足立区女性総合センター」に改称
- ・ 2003年（平成15年）「足立区男女共同参画社会推進条例」制定
区長の附属機関である「男女共同参画推進委員会」（同条例19条20条）における行動計画策定の重要事項に関する審議・行動計画の進捗に対する提言等を通して、足立区の男女共同参画を推進しています。
「教育委員会 女性総合センター」から「地域振興部 男女共同参画推進課」へ管轄変更
- ・ 2011年（平成23年）「第6次男女共同参画行動計画」策定
本計画に「足立区配偶者暴力対策基本計画」を盛り込みました。
- ・ 2018年（平成30年）「第7次男女共同参画行動計画」策定
本計画に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める「市町村推進計画」を盛り込みました。
- ・ 2021年（令和3年）4月「足立パートナーシップ・ファミリーシップ制度」開始
足立区男女共同参画社会推進条例の理念に基づき「区民一人ひとりの個性や多様な生き方を尊重し、多様な性を認め合うことのできる社会を醸成する」ため制度を開始しました。
- ・ 2021年（令和3年）10月「足立区男女共同参画に関する区民意識調査」の実施
- ・ 2022年（令和4年）第8次行動計画策定
男女共同参画推進委員会で審議の上「困難を抱える女性への支援法」の関連計画として位置づけました。また、「あだち公的表現ガイド」をアンコンシャス・バイアスの解消に向けた啓発ツールとして計画の別冊資料として作成しました。

(2) 東京都の動き

- ・ 2000年（平成12年）3月「東京都男女平等参画基本条例」を制定。
- ・ 2002年（平成14年）「男女平等参画のための東京都行動計画～チャンス&サポート東京プラン2002」を策定
2007年（平成19年）2012年（平成24年）の2度の改定
- ・ 2006年（平成18年）「東京都配偶者暴力対策基本計画」策定
2009年（平成21年）第2次計画、2012年（平成24年）第3次計画を策定
- ・ 2017年（平成29年）「東京都男女平等参画推進総合計画」を策定
（「東京都女性活躍推進計画」「東京都配偶者暴力対策基本計画」の2つの計画で構成）
- ・ 2019年（平成31年）4月「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」の施行
- ・ 2019年（令和元年）12月「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」の策定
- ・ 2022年3月（令和4年）「東京都男女平等参画推進総合計画」を改定
「ライフ・ワーク・バランスの実現と働く場における女性の活躍推進」「男女平等参画の推進に向けたマインドチェンジ」「配偶者暴力対策」の3つの柱で構成

(3) 国の動き

- ・ 1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」公布・施行
- ・ 2000年（平成12年）「第1次男女共同参画基本計画」策定
- ・ 2000年（平成12年）「ストーカー行為等の規定等に関する法律」「児童虐待の防止等に関する法律」制定
- ・ 2001年（平成13年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」策定
（2004年（平成16年）、2007年（平成19年）に一部改正）
- ・ 2003年（平成15年）「女性のチャレンジ支援策の推進」男女共同参画会議で決定
- ・ 2003年（平成15年）「性同一性障がい者の性別の取扱いに関する法律」制定
- ・ 2005年（平成17年）「第2次男女共同参画基本計画」策定
- ・ 2007年（平成19年）「改正男女雇用機会均等法」施行
- ・ 2010年（平成22年）「第3次男女共同参画基本計画」策定
- ・ 2014年（平成26年）「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」
第3次改正 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更
適用対象が、事実婚を含む配偶者や元配偶者からの暴力及び被害者から、同居する交際
相手からの暴力およびその被害者に拡大されました。
2019年（令和元年）一部改正では児童虐待と関連性の高いDV被害者の適切な保護のため、相互に連携・協力すべき関係機関として、児童相談所が明文化されたほか、保護の適用対象に被害者の同伴家族が含まれました。
- ・ 2016年（平成28年）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推

進法)」施行

- ・ 2017年（平成29年）「改正育児・介護休業法」施行
 - ・ 2017年（平成29年）性犯罪に関する「刑法」改正
 - ・ 2018年（平成30年）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行
 - ・ 2019年（令和元年）「改正育児・介護休業法施行規則及び改正指針」施行
- これにより、2022年（令和3年）から、育児・介護を行う労働者が、子の看護休暇・介護等を時間単位で取得可能となりました。
- ・ 2019年（令和元年）「女性活躍推進法」一部改正
- 常時雇用する従業員が101人以上の事業主について、一般事業主行動計画の策定・届出及び情報公表の義務化の対象となりました（改正前は常時雇用する従業員が301人以上の事業主が対象。）
- ・ 2020年（令和2年）「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」「労働施策総合推進法」改正により職場におけるハラスメント対策の強化
 - ・ 2020年（令和2年）12月 「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定

「第5次男女共同参画基本計画」で目指すべき社会

- 1 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、構成で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- 2 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- 3 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- 4 あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と実を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

(4) 世界の動き

- ・ 2000年（平成12年）国連特別総会「女性2000年会議」開催
「北京宣言」と「行動綱領」の更なる実施に向けて各国政府、国際機関、NGO、市民などが行うべき行動とイニシアティブ（成果文書）が提言されました。
- ・ 2005年（平成17年）「第49回国連女性の地位委員会（北京+10）」
- ・ 2010年（平成22年）「第54回女性の地位委員会（北京+15）」
この中で「行動綱領」および「成果文書」の実施状況の検討が行われました。
- ・ 2011年（平成23年）「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）」が発足し、国連婦人開発基金をはじめとするジェンダー関係の国連4機関を統合する新たな複合型機関が設立されました。
- ・ 2014年（平成26年）「第58回国連婦人の地位委員会」開催
「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案が採択されました。
- ・ 2015年（平成27年）「第3回国連防災世界会議」（仙台）開催
東日本大震災の教訓を踏まえ、減災、防災、災害対応、復興のあらゆる局面において女性が意志決定過程に参画することや、防災・復興におけるジェンダーの視点の重要性を強調しました。
- ・ 2022年（令和4年）の日本のジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）の順位は146か国中116位（2021年は156か国中120位）で、主要7か国（G7）中最下位だった。

4 足立区男女共同参画推進委員会

第10期足立区男女共同参画推進委員会名簿

任期：令和3（2021）～令和4（2022）年度

役職	氏名	所属団体等
委員長	石阪 督規	埼玉大学基盤教育研究センター 教授
副委員長	片野 和恵	足立区女性団体連合会 会長
委員	徳永 裕文	Kollect アーツ法律事務所 弁護士
委員	石川 秋恵	マザーズハローワーク日暮里 統括職業指導官 （令和4年3月31日まで）
委員	小島 まゆみ	マザーズハローワーク日暮里 統括職業指導官 （令和4年6月13日から）
委員	内藤 忍	（独）労働政策研究・研修機構 副主任研究員
委員	平井 有希子	東京都社会保険労務士会足立・荒川支部
委員	田中 裕子	人権擁護委員（令和4年3月31日まで）
委員	橋本 優	人権擁護委員（令和4年6月13日から）
委員	小川 節子	西新井法人会副会長
委員	山下 友美	足立区立小学校PTA連合会
委員	田中 孝子	足立区立中学校PTA連合会
委員	亀田 彩子	公募委員
委員	佐藤 英二	公募委員
委員	田口 麻美	公募委員
委員	新井 ひでお	足立区議会議員（令和4年11月8日から）
委員	長澤 こうすけ	足立区議会議員（令和4年11月8日から）
委員	水野 あゆみ	足立区議会議員（令和4年11月8日から）

令和4年度男女共同参画推進委員会 開催経過

会議	日時	会場	主な内容
第1回	令和4年6月13日(月) 午後2時から4時まで	足立区役所8階 庁議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 諮問 ・ 今年度の検討内容について
第2回	令和4年9月29日(木) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア3階 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「年次報告書」の委員会意見について ・ 講座委託に関する評価について ・ 第8次行動計画の骨子案について
第3回	令和4年10月27日(木) 午後1時30分から 3時30分まで	エル・ソフィア3階 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「年次報告書」の委員会意見について ・ 第8次行動計画についての検討
第4回	令和4年11月21日(月) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア3階 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「年次報告書」の委員会意見について ・ 第8次行動計画についての検討
第5回	令和4年12月22日(木) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア3階 第1学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8次行動計画の骨子案について ・ 第8次行動計画の成果指標案について ・ 「年次報告書」の委員会意見について
第6回	令和5年1月26日(木) 午後2時から4時まで	エル・ソフィア3階 第2学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 第8次行動計画について ・ あだち公的表現ガイドについて ・ 「年次報告書」の委員会意見について
第7回	令和5年3月27日(月) 午後2時から4時まで (予定)	エル・ソフィア3階 第3・4学習室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 講座委託に関する評価について ・ 第8次行動計画および表現ガイドに対するパブリックコメントの進捗状況について

調整頁につき余白

第8次足立区男女共同参画行動計画

令和5年〇月発行

発行 足立区

編集 足立区地域のちから推進部多様性社会推進課

東京都足立区梅田7-33-1

電話03-3880-5222





足立区